

私立高等学校等奨学給付金支給費について

1 事業目的

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯に対して奨学給付金を支給する。

2 事業日程

(1) 受付期間

令和6年7月1日（月）～11月20日（水）まで

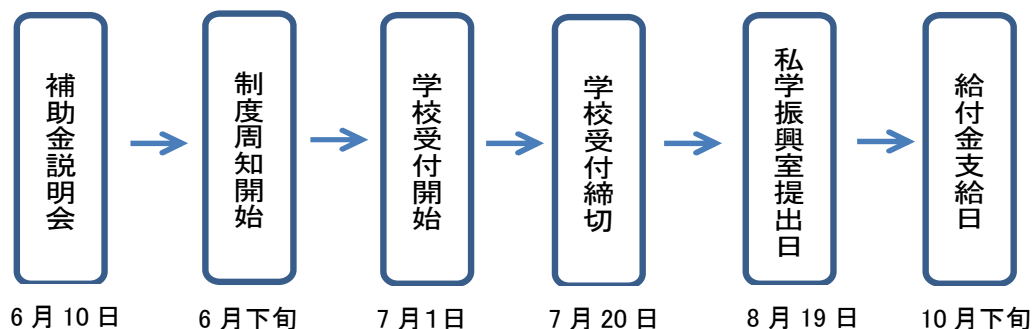
※年内に支給を完了させるため、受付期限に関わらず提出書類が揃い次第速やかに提出してください。

(2) 支給スケジュール

生徒から学校への受付締切日を毎月20日頃とし、提出された申請書類を1月分ごとに取りまとめ、翌月19日までに県に提出してください。

学校から県への最終提出期限は令和6年11月20日（水）とし、修正等があった場合の再提出期限は同年12月6日（金）とします。

<第1回目の支払スケジュール（予定）>



3 配布資料

- (1) 愛知県高等学校等奨学給付金支給事務実施要領（R6.5改正見え消し）
- (2) 令和6年度申請書様式及び記入例
- (3) 申請者情報の入力における注意事項

令和~~5~~6年度

高等学校等奨学給付金 支給事務実施要領

【私立高等学校等用】

愛知県私学振興室

問い合わせ先	愛知県民文化局	県民生活部	学事振興課私学振興室	奨学グループ
住 所	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2			
電 話 番 号	052-954-7477 (ダイヤルイン)			
ファクシミリ	052-971-9889			
E-mail	shigaku@pref.aichi.lg.jp			

I 制度概要

奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等に在学する生徒・保護者等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために給付金を支給する制度である。

平成26年4月1日以降、新たに高等学校等に入学した生徒が対象となり、愛知県が国庫補助を受けて実施する事業である。

II 愛知県実施内容

1章 対象者の要件

申請年度の7月1日において、次の(1)～(5)全てを満たす生徒(以下「対象生徒」という。)の保護者等*に支給する。

*7月1日において、高等学校等就学支援金(平成26年度入学生から適用される新制度のもの。以下「就学支援金」という。)、高等学校等修学支援事業費補助金のうち学び直しへの支援(以下「学び直し支援金」という。)及び高等学校等修学支援事業費補助金のうち専攻科の生徒への修学支援(以下「専攻科支援金」という。)の所得確認の対象となる者と同一。原則、生徒の親権者であり、親権者がいない場合は主として生計を維持する者。

(1) 就学支援金、学び直し支援金及び専攻科支援金の受給権者のうち、平成26年4月1日以降、新たに高等学校等に入学した者(中等教育学校の第4学年への進級を含む。)。ただし、特別支援学校高等部に在学する者及び特別支援学校の専攻科の生徒を除く。

① 受給権者について

- ・就学支援金(新制度)の受給権者であること。旧制度が適用される者、また、7月時点で就学支援金の受給権がない者(認定申請を行っていない者)は対象外である。
- ・入学以降、一度も就学支援金の認定申請を行っていない者は、申請年度の7月末までに就学支援金の認定申請がされた場合、対象とする(決定通知の発行及び実際の就学支援金の支給は8月となるが、7月からの受給権は認められる状態となる)
- ・一旦認定申請を行い受給権が認められたが、期日までに所得を届け出ておらず、就学支援金が差し止められている者は、所得超過であることが確認されない限りは受給権が消滅しない(就学支援金の支給は差し止められるが、受給権者の地位は保持される)ため、対象とする。

ア 「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」第二条に定める就学支援金の対象となる高等学校等に在学する者。ただし、特別支援学校高等部及び専攻科の在学者は奨学給付金の対象外となる*

* 特別支援学校高等部及び専攻科は、国の制度上は就学支援金又は専攻科支援金の対象となるが、愛知県では特別支援学校の授業料を徴収していないため、就学支援金又は専攻科支援金を支給されていない

イ 高等学校等を卒業し又は修了していない者

- ・一旦高等学校等を卒業し、他の専修学校等に再入学する者は対象外となる

ウ 在学月数を通算し、全日制課程は36月、定時制課程・通信制課程は48月を超えていない者

② 学び直し支援金について

法律上の就学支援金支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、都道府県が卒業までの間(最長2年)、継続して授業料の支援を行うことができるもので、都道府県に対して国から所要額が補助される。在学月数以外の支給要件は就学支援金の認定と同一。

③ 専攻科支援金について

就学支援金の対象とならない高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して授業料の支援ができるもので、都道府県に対して国から所要額が補助される。

④ 編入学・再入学者について

平成26年度以降に入学し、就学支援金(新制度)が適用される者。

(2) 保護者等が愛知県内に住所を有する者

- ・ 7月1日において愛知県内に住民票があることをいう。保護者等全員が愛知県内に居住するが、住民票は愛知県外である場合は住民票のある都道府県において申請するよう案内すること。
- ・ 保護者等の一方が愛知県外に在住する場合、原則として生徒と同居する保護者等（＝申請者）が愛知県内在住であれば、他県の給付金を申請していないか確認した上で愛知県の給付金の対象とする。

(3) 生徒の世帯が次の①・②・③いずれかに該当する者。

- ① 7月1日において、生徒の属する世帯が、生活保護費のうち「生業扶助」を受けていること（以下「生活保護世帯」という。）
 - ・ 生活保護世帯であっても、生業扶助を受けていない世帯で保護者等が非課税である場合は②に該当する
 - ・ 7月1日において対象生徒が生業扶助を措置されている場合は、世帯の一部の者（兄弟姉妹等）が保護を受けていない場合であっても、生活保護世帯として扱う。
- ② ①に該当する場合を除き、7月1日における保護者等（保護者等が二人以上いるときは、その全員）の申請年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること（以下「非課税世帯」という。）
 - ・ 7月1日より後に生じた理由（保護者等の死亡・離婚等）は考慮しない。
 - ・ 海外に在住していたため、所得証明書類を発行することができず、「保護者等全員が非課税であることが確認できない場合」（就学支援金申請時に提出した『収入状況届出書』の【2. 保護者等の収入の状況について】(2) ②の該当項目または⑧に該当する場合は、支給をすることができない。
- ③ ①、②に該当する場合を除き、失職、倒産その他特別な事情により家計が急変し、申請年度の収入見込額が県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯であること（以下「家計急変世帯」という。）

(4) 生徒又は保護者等が児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（児童養護施設等に入所する者、または里親の養育を受けている者が対象）の給付を受けていない者

ただし、母子生活支援施設に入所する者は給付金を受けることができる

- ・ 児童養護施設等に入所していても措置費が措置されていない生徒は対象となる。申請があれば本人に確認をした上、支給すること。また、施設長名による見学旅行費等を措置されていない旨の証明書（任意様式による。）が提出された場合も支給可能。

(5) 生徒又は保護者等が他の都道府県が実施する奨学給付金や、他の県が併給を禁じる給付金等を受給していない者

- ・ 保護者等の一方が他県に在住する場合、その都道府県の給付金を受給していないか確認の上支給対象とする。

● 7月1日における休学者等の取扱

対象生徒が7月1日時点において休学中である場合は支給しないが、申請年度の11月末までに復学した上で申請があった場合は支給対象とする。

単位制の学校については、申請時点において全科目の学習を中断している（履修登録をしておらず就学支援金の支給が差し止められている）場合は支給しないが、申請年度の11月末までの間に学習を再開した（就学支援金の支給が再開された）上で申請があった場合は、支給対象とする。

なお、この取扱はあくまで基準日において(1)～(5)全ての要件を満たす者が、やむを得ない理由により休学等をした場合のものであり、復学等の後に要件を満たした場合は支給対象とはならない。

2章 年間支給額、支給回数及び受領方法

(1) 対象生徒一人あたりの年間支給額

対象生徒が在学する課程、公私の別、世帯区分に応じ、次の全額を支給する。

なお、非課税世帯で、対象生徒が通信制課程又は専攻科に在学する場合、当該対象生徒に係る支給額は一律となる。

課程	公私区分	生活保護世帯 基準額 1	非課税世帯	
			基準額 2	加算額
通信制・ 専攻科 以外	国公立	32,300 円	117,100 122,100 円	26,600 21,600 円 (加算後 143,700 円)
	私立	52,600 円	137,600 142,600 円	14,400 9,400 円 (加算後 152,000 円)
通信制	国公立	32,300 円	50,500 円	
	私立	52,600 円	52,100 円	
専攻科	国公立		50,500 円	
	私立		52,100 円	

① 生活保護世帯

対象生徒一人につき、「基準額 1」を支給する。

② 非課税世帯

対象生徒一人につき、「基準額 2」を支給する。

③ 非課税世帯のうち、7月1日時点で対象生徒以外に保護者等が次の(1)・(2)いずれかに該当する者（以下「加算要件に該当する家族」という）を扶養している世帯

(1) 高等学校等に在学する者で、加算額を申請していない者

(2) 高等学校等に在学していない者で、当該生徒の兄弟姉妹であり、7月1日における年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者

対象生徒一人につき、「基準額 2」に「加算額」を加えた額を支給する。

・対象生徒が通信制課程又は専攻科に在学する非課税世帯の生徒である場合、当該生徒に係る給付金の支給額は世帯状況に関わらず一律となるため、世帯状況の確認を要しない。

~~※ 物価高騰に対応した特別給付金の支給~~

~~令和5年度に限り、上記表の他、物価高騰に対応した特別給付金10,000円を支給する。~~

(2) 支給回数

① 年間の支給回数

支給は対象生徒一人につき、年1回とする。

② 支給回数の上限

対象生徒毎に支給した回数を合計し、全日制3回、定時制・通信制4回、専攻科2回（専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とする。ただし学び直し支援金の補助対象となる者に対してはこの回数に加えて最大で2回まで支給することができる。

なお、原級留置となり同じ学年を重ねて履修する場合も支給することができる。

また、原則として7月1日において就学支援金の受給権がない場合は、給付回数の上限未満であっても支給しない（学び直し支援金又は専攻科支援金の受給者である場合を除く。）。

(3) 給付金の支給方法

県（私立は私学振興室）から申請者名義の預金口座への振替により支給する。

(4) 学校による代理受領

申請者から奨学給付金の受給権を学校設置者（又は学校長）に委任する旨の委任状の提出が

あった場合、学校は申請者に代わって奨学給付金を受領することができる。

なお、学校は代理受領した奨学給付金を授業料以外の教育に必要な経費と相殺することができる。

3章 申請書類

以下、高等学校等就学支援金申請時の「収入状況届出書」（7～6月分）を新たに7月に就学支援金の認定申請を行う者は、受給資格認定申請書（7～6月分）と読み替えて適用すること。
 また、学び直し支援金受給権者からの申請を行う者は、「就学支援金」を「学び直し支援金」と、専攻科支援金受給権者からの申請を行う者は、「就学支援金」を「専攻科支援金」と読み替えて適用すること。

給付金の申請を希望する生徒の保護者等へは、生徒が在学する学校から「愛知県高等学校等奨学給付金の申し込みを希望する方へ」、「家計急変世帯等への奨学給付金制度のご案内」及び「申請様式」を配付の上、学校で申請書・所得証明書類等の取りまとめをしてください。なお、この他に事務処理上、必要と認められる書類（申請しない旨の確認書等）があれば、学校判断で提出を求められることも可能です。

(1) 申請者から学校へ提出する書類	
提出 全員	<ul style="list-style-type: none"> a 高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1）、振込先口座の通帳写し b 所得証明書類
加算額申請者のみ提出	<ul style="list-style-type: none"> c 高等学校等奨学給付金加算支給申請書（様式第2） d 健康保険証コピー（台紙へ添付）（加算要件に該当する家族の全員分必要） 扶養誓約書（様式7-1） e 第2子加算要件に該当する家族が23歳以上かつ高等学校等に在学していれば在学証明書（23歳未満の高校生等は在学証明の提出は不要）
(2) 学校から県へ提出する書類	
<ul style="list-style-type: none"> A 内定状況報告書 B 給付金申請者一覧 C 申請者から学校へ提出する書類 	

(1) 申請者から学校へ提出する書類

申請区分により次の申請書及び所得証明書類が必要。対象生徒一名ごとに作成を要する。

申請（世帯）区分	申請書	所得証明書類	備考
① （生活保護世帯） 「基準額1」	a 申請書 …様式第1	b 「生業扶助」が支給されていることが記載された「生活保護受給証明書」等で、 <u>7月1日以降に発行されたもの</u>	bに「生業扶助」が支給されていることが記載されていない場合は、発行元において記入を求めること。 bに生徒と保護者等の氏名が記載されていない場合は、記載されたものを再提出すること。
② （非課税世帯） 「基準額2」		b 保護者等全員分の、申請年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類（「課税証明書」等）	bは『収入状況届出書』とともに添付されている場合又は保護者等全員のマイナンバーを提供する場合は、提出を省略できる。
③ （非課税世帯のうち、加算要件に該当する家族がいる世帯） 「基準額2+加算額」 ※対象生徒が通信制課程又は専攻科に在学する場合は対象外	a 申請書 …様式第1 c 第2子加算申請書 …様式第2	b 保護者等全員分の、県民税所得割及び市町村民税所得割 並びに扶養親族 が確認できる書類（「課税証明書」等） d 加算要件に該当する家族の生年月日と扶養が確認できる書類（「健康保険証のコピー」等） 扶養誓約書（様式7-1） e 加算要件に該当する家族が23歳以上かつ高等学校等に在学していれば在学証明書	bは『収入状況届出書』とともに添付している場合又は保護者等全員のマイナンバーを提供する場合は、提出を省略できる。 dについて、健康保険証により扶養が確認できない場合、もしくは健康保険証がなく住民票で代用する場合は扶養親族の記載がある課税証明書等、他に扶養が確認できる書類が必要。 eは23歳未満の高校生等は提出不要

証明書は全て申請年度のものであり、特に「写し」や「コピー」等の記載がないものは原本の提出を要する。全世帯、申請書に振込先口座の通帳写しを添付すること。

① 生活保護世帯「基準額1」

a 申請書（様式第1。申請者全員が提出）、振込先口座の通帳写し（申請者全員が提出）

b 所得証明書類

「生活保護受給証明書」（7月1日以降に発行されたもの）

課税証明書等ではなく、社会福祉事務所等が発行する「生業扶助が支給されていること」が記載された生活保護受給証明書を添付し、申請をすること。

なお、「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」により申請することもできるものとする。

社会福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書に「生業扶助」を受給していることが記載されていない場合は、受給の有無を申請者へ確認の上で発行元において証明してもらうよう指導すること。

生活保護受給証明書に生徒と保護者等の氏名が記載されていない場合は、原則、生徒・保護者等氏名が記載された証明書を再提出させること。（生徒と保護者等が同一世帯であることを確認するのに、世帯全員の住民票、「休日・夜間等受診証」のコピーなどを追加提出させるのは極力避けること。）

なお、世帯の一部の者（兄弟姉妹など）が保護を受けていない場合、または生業扶助を措置されていない場合であっても、7月1日において対象生徒が生業扶助を措置されている場合は、生活保護世帯として扱う。

誤って非課税証明書で申請され、「基準額2」（非課税世帯の基準額）を支給した後に生業扶助を受給していることが判明した場合は、原則全額の返納を要する（ただし、判明後に生活保護世帯としての申請に応じた場合は差額のみ返納で可）。

② 非課税世帯「基準額2」

a 申請書（様式第1。申請者全員が提出）、振込先口座の通帳写し（申請者全員が提出）

b 所得証明書類

申請年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類「課税証明書」、「住民税特別徴収税額決定通知書のコピー」、「住民税の納税通知書のコピー」等。ただし、生活保護受給証明書を除く）

県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが確認できるもので、7月1日時点で就学支援金の所得確認の対象となる保護者等全員分の証明書が必要。

原則として就学支援金受給者であり、『収入状況届出書』とともに所得に関する書類を提出し、給付金申請書の同意欄にチェックがされている場合は、申請者からの証明書類の提出を不要とする。

なお、生活保護世帯であるが生業扶助が措置されておらず、7月1日時点の保護者等全員が非課税である場合は、非課税世帯に該当する（加算要件に該当する家族がいる場合は加算額の支給対象となる）。生活保護受給証明書の提出を受けた上で生業扶助が措置されていないことが確認された場合は、原則非課税である証明書が必要である。

また、就学支援金の申請時に保護者等全員のマイナンバーがすでに提出されており、所得確認のために提出されたマイナンバーを利用することについて給付金申請書の同意欄にチェックがされている場合も、申請者からの証明書類の提出を不要とする。

・就学支援金の手続においてすでにマイナンバーを提出している場合であっても、情報照会の結果でエラーが発生した申請者については、給付金においてもエラーが発生する可能性が高いことから、就学支援金で情報照会が成功した申請者のみ、マイナンバーの提出に代えることができる。該当者については、別途、愛知県から学校単位で情報提供する。

《非課税世帯の所得証明書類の扱いについて》

第二四半期（6～7月頃）において『収入状況届出書』を提出しており、添付された当該年度の所得に関する書類により必要事項が確認できる場合は、申請書で就学支援金の証明書類を給付金の申請に使用することに同意をすることで、所得証明書類の提出を不要とする。名古屋市在住者で、所得に関する書類に代えて名古屋市から学校へ提供された課税情報により所得確認を行った者は、当該課税情報で必要事項を確認する。

就学支援金申請時の『収入状況届出書』の添付書類で確認する場合、保護者等の一方がもう一方の保護者等の証明書により控除対象配偶者であることが確認でき、所得に関する証明書の提出を求めない取扱をしていた場合、本事業でも控除対象配偶者の所得に関する証明書は省略できる。

なお、親権者が前年に海外に在住していたなどの理由で保護者等全員の所得証明書類が提出できない場合は奨学給付金の給付を認めない（『収入状況届出書』「2 保護者等の収入の状況について」(2)②の該当項目または⑧に該当する場合）。

『収入状況届出書』を提出していない者、また生活保護受給証明書により就学支援金を申請した者、また、給付金申請書において所得に関する書類の確認に同意しなかった者は、新たに保護者等全員の所得証明書類の提出を必要とする。

また、『収入状況届出書』の提出から7月1日までの間に保護者等の離婚・再婚・死亡等の異動があり、保護者等が変更していることが判明した場合は、就学支援金の保護者等の変更の届出の提出を求めた上で、変更の届出に添付された所得証明書類により所得を確認する。

就学支援金の申請時に保護者等全員のマイナンバーがすでに提出されている場合は、所得確認のために提出されたマイナンバーを利用することについて同意することで、所得証明書類の提出を不要とする。

③ 非課税世帯のうち、第2子加算要件に該当する世帯「基準額2＋第2子加算額」

- a 申請書（様式第1。申請者全員が提出）、振込先口座の通帳写し（申請者全員が提出）
- b 所得証明書類

申請年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類（「課税証明書」、「住民税特別徴収税額決定通知書のコピー」、「住民税の納税通知書のコピー」等。ただし、生活保護受給証明書を除く）

保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で~~あり、扶養親族欄あること~~が確認できるもの。

②非課税世帯の申請と同様に、給付金申請書の同意欄にチェックがされている場合は、申請者からの証明書類の提出を不要とする。

~~健康保険証では加算要件に該当する家族が確認できない場合で、「扶養親族」欄が確認できない証明書（「非課税である」旨の文言のみであるもの、扶養親族欄が未記載であるもの）が提出された場合は、扶養が確認できる証明書類の再提出を求める（後述）。~~

なお、対象生徒が非課税世帯で通信制課程又は専攻科に在学する場合は、世帯状況に関わらず支給額が一律であるため、加算申請は不要。

- c 加算申請書（様式第2。第2子加算額を申請する場合に必要）
- d ~~第2子加算要件に該当する家族の健康保険証のコピー（提出用台紙へ貼り付け。保険未加入のため保険証がない場合に限り住民票により代用）~~
扶養誓約書（様式7-1）

~~《住民票の扱い》~~

~~扶養の実態を確認するため、原則として健康保険証の提出を求めることとし、安易に住民票による申請を認めないこと。健康保険証が提出されない場合は理由を聞き取り、保険未加入のため保険証が無い場合に限り、住民票により代用を認めること。なお、住民票は、加算要件に該当する兄弟姉妹の生年月日が確認できるものであることが必要。必ずしも世帯全員のものであることは要しない。また、保護者等と同一世帯であることを要しない。また、扶養関係を直接証明するものではないので、国民健康保険と同様の方法（後述）により扶養を確認する。~~

***社会保険の健康保険証の扱い**

~~扶養の認定日が7月1日より後である場合は、7月1日時点の保険証の提出を求める。提出が不可能である場合は国民健康保険と同様の方法（後述）により扶養を確認する。~~

***国民健康保険証の扱い**

~~発行日が当年度の7月1日より後である場合や、審査時点で有効期限が過ぎている場合でも、申請時点において有効であればそれにより審査をする。また、扶養関係を直接証明するものではないので、扶養が確認できる証明書類（課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の控え等）の提出を求める。~~

e 加算対象となる家族の高等学校等在学証明書

加算対象となる家族が23歳以上かつ高等学校等に在学していれば在学証明書の提出を要する。23歳未満の高校生等は在学証明の提出は不要。

※給付金対象外の学校

（次の学校に在学する家族は、加算要件の「高等学校等に在学する者」に含まない。）

- ・特別支援学校高等部及び特別支援学校専攻科
- ・就学支援金対象外である各種学校や外国人学校

※高等学校等就学支援金制度の対象として指定した外国人学校等の一覧

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1307345.htm

加算要件に該当する家族が当該生徒の兄弟姉妹であり、7月1日における年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者に該当する場合は、生年月日により支給要件が確認できるため、在学証明書の提出は求めず、**健康保険証等扶養誓約書（様式7-1）**による扶養の確認のみで加算支給を認定する。

※c・d・eは「加算額」の申請をする場合に提出すること。

加算申請書等が提出されない場合、また「基準額2」を満たすが、書類不備により扶養の確認ができない場合など、学校の設定した期限内に不備が是正されなければ「基準額2」のみを支給すること。

一旦「基準額2」のみを支給した後で書類の訂正等に応じた場合、「加算額」のみを追給することは可能。

「基準額2」を支給された者が、後日「加算額」のみを申請する場合は、加算申請書に加えて不備となった証明書類を再提出すること（a「申請書」の再提出は不要）。

提出書類の提出例は次のとおり。

- ・~~健康保険証で扶養の確認が~~できる扶養誓約書（様式7-1）が提出されていない場合
…c「加算申請書」及びd「~~加算要件に該当する家族の健康保険証のコピー~~扶養誓約書（様式7-1）」
- ・~~健康保険証で扶養の確認ができず、かつ、提出されている所得証明書類では扶養の状況が確認できない~~加算要件に該当する兄弟の在学証明書が提出されていない場合
…~~b「扶養の確認のできる所得証明書類」、~~c「加算申請書」及び~~d「加算要件に該当する家族の健康保険証のコピー」、~~e「加算対象となる家族の高等学校等在学証明書」

(2) 学校から県へ提出する書類

A 内定状況報告書 …月毎の審査状況を報告

B 給付金申請者一覧 …月毎の支給対象者を報告

※一覧表シートの、申請者全員のB列（年度）～I列（番地・建物名等）の情報を、A4縦に印刷して提出する。

C 申請者から学校へ提出する書類

4章 申請、審査、申請者への支給

(1) 申請者から学校への申請

申請者は7月1日時点の保護者等であり、対象生徒一人につき、生徒が在学する学校へ申請する。

給付金の申請を希望する生徒の保護者等は、所得証明書類により「1 対象者の要件」を満たすことを確認の上、対象生徒が在学する学校に対し3(1)の給付金の申請書類等を提出する。所得証明書類について、就学支援金の収入状況届出書等と共に提出されている場合は、提出は省略できる。

「基準額2」支給済の者で「第2子加算額」の申請に不備があった場合、または申請を忘れていた場合、学校の申請受付期間内であれば「第2子加算額」のみを追加申請することもできる。

(2) 申請受付期間

7月から11月末までのうち、各学校が指定する日までとする。

各学校が定める締切日までに提出された申請を「当初の申請」とする。

各学校が定めた締切日以降で11月末までに各学校に提出された申請については「随時の申請」として取り扱う。なお、随時の申請を認めるかどうかは学校判断とする。

(3) 学校における審査

各学校において給付金申請書類により書類審査を行うとともに、所得証明書類により所得審査を行う。所得証明書類について、就学支援金の収入状況届出書等と共に提出されている場合は、提出は省略できる。

審査は、「Ⅲ 奨学給付金 要件審査及び対応等」を参照にして行うものとする。

申請(世帯)区分ごとに、支給要件を満たす者は支給対象者とし、要件を満たさない者は対象外として決定する。書類不備の者は、対象外として決定するのではなく一旦、差し戻し扱いとして、学校の定める期日までに是正されなければ申請がなかったものとして取扱う(不備事由が「第2子加算額」の審査に係る必要事項のみに該当するのであれば「基準額2」のみの支給対象者として決定することは可能である。)

(4) 支給、学校から県への書類等の提出等

① 当初の申請

申請状況に基づいて、およそ申請の2~3ヶ月後を目途に支給する。ただし、確約するものではないため、申請者に対し「保護者等への案内文書等」で支給時期を明記しないように注意すること(やむを得ず案内しなければならないような場合には、前年度は何月頃に支給した、という言い方にとどめておくこと。)

支給対象者に対しては決定通知書を発行し、不支給の決定者に対しては、不支給決定通知書を交付する。

② 随時の申請

当初の申請に間に合わなかった者(申請がなかった、書類不備等)のその後の申請に対しては柔軟に対応すること。ただし、遅くとも提出期限は11月末までとし、申請の失念や遅れが生じないよう周知徹底を図ること。

また、「基準額2」を支給済である者の「第2子加算額」分の追給も同様の取扱いとする。

随時の申請で、12月以降に申請がある場合(予定も含む。)には、早急に私学振興室へ連絡すること。

5章 家計急変世帯に対する給付金の取扱い

高等学校等奨学給付金制度においては、申請年度の前年の所得に基づく課税情報により支給要件の確認を行っているが、失職、倒産その他特別な事情により家計が急変し、急変後の収入状況が申請年度の課税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、家計急変後の収入の見込みにより要件を満たすことが確認されれば支援対象とする。

1. 対象者

次の①、②の要件に該当する者が、家計急変に係る支援の対象者となる。

①家計急変の事由

保護者等が下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、家計急変に係る申請を行うことができる。

事由	証明書類
失職（「非自発的失業」の場合に限る。）	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証 ・雇用保険被保険者離職票 ・退職証明書等及び事情書（様式5-3） （公務員等で上記2点のいずれも取得できない事情がある場合に限る）
破産・廃業（不法行為に起因する経営悪化等によらない場合に限る）	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・廃業等届出 ・破産手続開始決定通知書等
負傷、疾病による休職・休業	下記のいずれも必要 <ul style="list-style-type: none"> ・医師による診断書 ・休職及び休業中であることを証明する書類
震災、火災、風水害等の被災	罹災証明書
新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少（下記の留意点アのa又はbにより収入が減少した場合を除く。）	下記のいずれも必要 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少があった者を支援対象として、国、地方公共団体またはその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するもの）が実施する公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書等 ※公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書を提出できない特段の事情がある場合は、「公的支援の証明書を提出できない場合の事情書」(様式10)を提出する。 ・公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し <p>【公的支援の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資) ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) ・新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付 ・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付 ・小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け) ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

	<ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金 ・家賃支援給付金 ・月次支援金
--	---

(留意点)

ア 下記の事由については、家計急変による支援の対象とはならない。

- a 定年退職等の非自発的失業（別表1）に該当しない離職
- b 死亡・離婚・失踪・事故

イ 「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（雇用保険被保険者離職票）において、別表1に該当する場合をいう。

別表1

離職理由コード	離職理由
1 1 (1 A)	解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1 2 (1 B)	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2 1 (2 A)	雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1年未満）を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2 2 (2 B)	倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2 3 (2 C)	期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3 1 (3 A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3 2 (3 B)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3 3 (3 C)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12カ月以上）
3 4 (3 D)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12カ月未満）

なお、離職理由コードは、以下により確認ができる。

雇用保険受給資格者証の見本				
1. 支給番号		2. 氏名		
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
		7. 求職番号		
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)				
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限
16. 求職申込年月日		17. 認定日		18. 受給期間満了年月日
19. 基本手当日額		20. 所定給付日数		21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名				

23.再就職手当支給歴	24.特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村）
-------------	------------------------

②収入の基準額

保護者等全員の収入見込額を算定し、これが収入基準額を満たすことが必要となる。収入基準額は、世帯構成に応じて下表に定める額とする。

世帯構成	収入額
単身世帯	1,000,000 円未満
寡婦（寡夫）・ひとり親	2,042,857 円未満
2人世帯	1,700,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満 2,214,286 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満 2,714,286 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満 3,214,286 円未満
6人世帯	3,704,000 円未満
7人世帯	4,140,000 円未満
8人世帯	4,576,000 円未満

※世帯構成とは

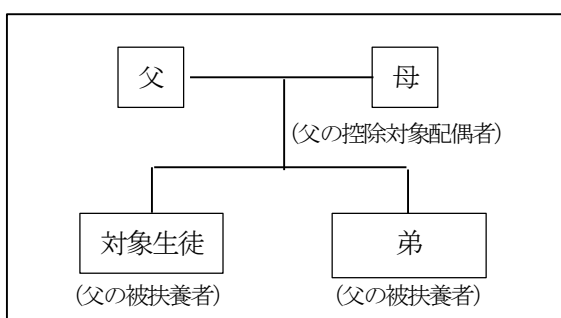
本人と控除対象配偶者、本人の扶養する親族の合計人数のこと。

※収入とは

給与収入の場合＝給与所得控除前の給与・賞与の合計額（いわゆる額面給与）

事業収入の場合＝（売上・雑収入等の合計額）－（仕入・経費の合計額）

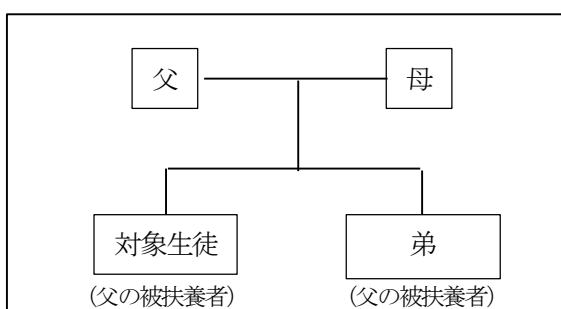
（例1）父が生計維持者であって、母、対象生徒、弟を父が扶養している場合



父 ⇒ 4人世帯（基準額＝~~2,214,286~~ 2,716,000 円）

（母は控除対象配偶者のため、所得確認は不要）

（例2）父と母の共働きであって、対象生徒と弟を父が扶養している場合



父 ⇒ 3人世帯（基準額：~~2,214,286~~ 2,216,000 円）

母 ⇒ 単身世帯（基準額：1,000,000 円）

※父・母がともに基準額未満である必要がある。

2. 年収見込額の算定方法

(1) 申請する年の前年の1月1日以降に収入が減少した場合（傷病による休職・休業を含む）
 申請する年の前年の1月1日以降に収入が減少している場合のみ家計急変事由として認め、収入見込額を推計する。

① 会社作成の給与見込み（様式6-1）を提出した場合（給与収入）

⇒給与支払（見込）額を収入見込額とする。

② 給与明細を提出する場合（給与収入）

⇒直近3カ月の給与明細書により平均収入月額を算定し、収入見込額を推計する。

$$\text{年間収入見込み額} = 3\text{か月の平均収入月額} \times 12\text{カ月}$$

③ 税理士又は公認会計士の作成した証明書類（様式6-2）を提出する場合（事業収入）

⇒証明書類に記載の合計所得額を収入見込額とする。

④ 帳簿等を提出する場合（事業収入）

⇒直近3カ月の帳簿等により平均収入月額を算定し、収入見込額を推計する。

$$\text{事業収入金額} = (\text{売上} + \text{雑収入等}) - (\text{仕入} + \text{経費})$$

$$\text{収入見込額} = 3\text{か月の平均事業収入金額} \times 12\text{カ月}$$

(2) 申請する年の前年の1月1日以降に失職・廃業した場合

申請する年の前年の1月1日以降に失職・廃業した場合のみ家計急変事由として認め、直近3カ月の平均収入月額から年間収入見込み額を推計する。

失職・廃業した月までの収入月額

⇒給与明細書に記載の収入月額とする。

失職・廃業した月以降の収入月額

⇒0円とみなす。

失職・廃業後に再就職している場合の収入

⇒給与明細書に記載の収入月額とする。

(例) 6月1日失職、9月1日再就職、失職前の給与月額50万円、再就職後の給与月額20万円、3人世帯の場合（年収330万円）

					↓失職								↓再就職
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	0万円	0万円	0万円	20万円	20万円	20万円	20万円		

①

②

③

申請時期	必要書類	収入認定	認定結果
① 7月に申請した場合	給与明細書（4・5月） 雇用保険被保険者離職票	$(50+50+0) / 3 \times 12 = 400$ 万円	×
② 9月に申請した場合	雇用保険被保険者離職票 ※給与明細書等は不要	$(0+0+0) / 3 \times 12 = 0$ 円	○
③ 11月に申請した場合	給与明細書（9・10月） 雇用保険被保険者離職票	$(0+20+20) / 3 \times 12 = 160$ 万円	○

(3) 申請する年の前年の1月1日以降に破産等した場合

申請する年の前年の1月1日以降に破産等が決定した場合のみ家計急変事由として認め、年間収入見込額は0円とする。ただし、破産等が決定した日以降に就職等による収入がある場合は、失

職・廃業の場合と同様に直近3カ月の平均収入月額等から収入見込額を推計する。

3. 世帯構成、扶養親族の年齢・人数の確認

収入基準額は世帯構成により異なることから、所得確認者の世帯構成を確認するために~~世帯員全員分の健康保険証の写し~~扶養誓約書（様式7-1）の提出を求める。同時に、第2子加算の対象となる扶養親族がいる場合は健康保険証扶養誓約書（様式7-1）により事実確認を行ったうえで、加算認定を行う。

4. 家計急変の発生時点の確認

家計急変世帯への支給額は、「5. 支給額、支給回数及び受領方法」にあるとおり、家計急変の発生した時点により決定される。発生時点は、保護者等により申告させるものとするが、申告した月において実際に家計急変が発生しているかを、以下のとおり確認する。

① 家計急変の発生事由が失職・廃業又は破産の場合

家計急変の発生事由の証明書である雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票又は廃業等届出、破産手続開始決定通知書等に記載されている失職・廃業した月又は破産手続を開始した月が申告されていることを確認する。

② 家計急変の発生事由が負傷、疾病による休職・休業の場合

家計急変の発生事由の証明書である休職及び休業中であることを証明する書類に記載されている「休職等した日」が申告されていることを確認する。また、休職又は休業の理由が、診断書等と整合できるものであるか確認する。

③ 家計急変の発生事由が震災、火災、風水害等の被災の場合

家計急変の発生事由の証明書である罹災証明書に記載されている罹災原因の発生月が申告されていることを確認する。

④ ①、②以外の場合

収入の状況を証明する書類として提出された会社作成の給与見込み若しくは税理士又は公認会計士の作成した収入証明書等に家計急変発生月が記載されていることを確認する。

なお、収入の状況を証明する書類として上記の証明書類が提出できない場合は、家計急変の発生した月とその前月の給与明細書又は会計帳簿により、収入が減少していることを確認する。

5. 支給額、支給回数及び受領方法

(1) 対象生徒一人あたりの年間支給額

対象生徒が在学する課程、公私の別、世帯区分に応じ、次の単価をもとに支給する。

なお、家計急変が7月2日以降である場合は、家計急変があった月の翌月（家計急変があった日が1日である場合は、家計急変があった月。）以降の月数に応じて算定した額を支給する。ただし、新型コロナウイルスを原因とする急変については、収入の減少した月の翌月以降の月数に応じて算定した額を支給する。

課程	公私区分	家計急変世帯	
		基準額（年額）	加算額（年額）
通信制・専攻科以外	国公立	117,100 122,100 円	26,600 21,600 円 (加算後 143,700 円)
	私立	137,600 142,600 円	14,400 9,400 円 (加算後 152,000 円)
通信制	国公立	50,500 円	
	私立	52,100 円	
専攻科	国公立	50,500 円	
	私立	52,100 円	

※ ~~物価高騰に対応した特別給付金の支給~~

~~令和5年度の申請に限り、上記表の他、4月から9月分の物価高騰に対応した特別給付金として10,000円を支給する。~~

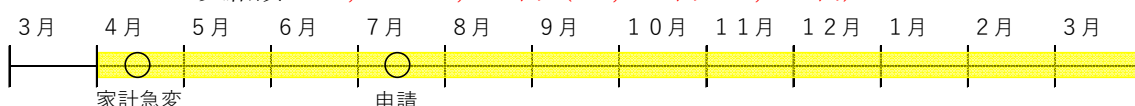
~~なお、家計急変が7月2日以降である場合の算定方法は、上記の取扱いと同様であるが、10月から3月の期間を除いて算定した額を支給する。~~

① 家計急変が7月1日以前である場合

→年額を支給する。

(例1) 全日制課程の高校生(第1子)のいる世帯において、4月2日に家計が急変し、7月15日に申請した場合

⇒支給額=~~147,600~~ 142,600円 ~~-(137,600円+10,000円)~~



② 家計急変が7月2日以降である場合

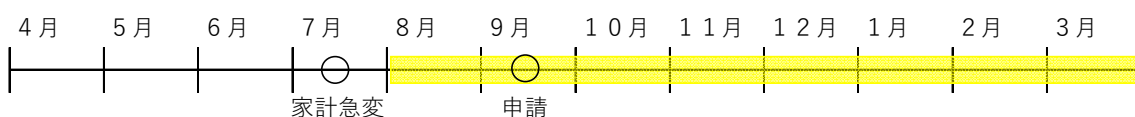
→家計急変の発生した月の翌月(家計急変があった日が1日である場合は、家計急変があった月)以降の月数に応じて算定した額を支給する。

(例2) 全日制課程の高校生(第1子)のいる世帯において、7月2日に家計が急変し、9月15日に申請した場合

⇒通常分支給額= ~~137,600~~ 142,600円 × 8/12月 = ~~91,733~~ 95,066円

⇒物価高騰分 = ~~10,000円~~ × ~~2/6月~~ = ~~3,333円~~

⇒支給額 = ~~91,733円~~ + ~~3,333円~~ = ~~95,066円~~



※給付額の算定において、端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てることとする。

(2) 支給回数

① 年間の支給回数

支給は対象生徒一人につき、年1回とする。

② 支給回数の上限

対象生徒毎に支給した回数を合計し、全日制3回、定時制・通信制4回、専攻科2回(専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とする。ただし学び直し支援金の補助対象となる者に対してはこの回数に加えて最大で2回まで支給することができる。

なお、原級留置となり同じ学年を重ねて履修する場合も支給することができる。

また、原則として7月1日において就学支援金の受給権がない場合は、給付回数の上限未満であっても支給しない(学び直し支援金又は専攻科支援金の受給者である場合を除く。)

(3) 給付金の支給方法

県(私立は私学振興室)から申請者名義の預金口座への振替により支給する。

(4) 学校による代理受領

申請者から奨学給付金の受給権を学校設置者(又は学校長)に委任する旨の委任状の提出があった場合、学校は申請者に代わって奨学給付金を受領することができる。

なお、学校は代理受領した奨学給付金を授業料以外の教育に必要な経費と相殺することができる。

6. 申請書類

提出 全責	(1) 申請者から学校へ提出する書類
	<ul style="list-style-type: none"> a 高等学校等奨学給付金（家計急変）支給申請書（様式第1）、振込先口座の通帳写し b 家計状況申告書（様式5-1～2） c 家計急変の発生事由を証明する書類 d 家計急変の発生時期を証明する書類（省略できる場合あり） e 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 f 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類扶養誓約書（家計急変申請用）（様式7-2）
者 の み 提 出	<ul style="list-style-type: none"> g 高等学校等奨学給付金加算支給申請書（様式第2） h 第2子加算要件に該当する家族が23歳以上かつ高等学校等に在学していれば在学証明書（23歳未満の高校生等は在学証明の提出は不要）
(2) 学校から県へ提出する書類	
<ul style="list-style-type: none"> A 内定状況報告書 B 給付金申請者一覧 C 申請者から学校へ提出する書類 	

(1) 申請者から学校へ提出する書類

次の申請書及び証明書類が必要。対象生徒一名ごとに作成を要する。

証明書は全て申請年度のものであり、特に「写し」や「コピー」等の記載がないものは原本の提出を要する。

- a 高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1-1（その2））、振込先口座の通帳写し
全世帯、申請書に振込先口座の通帳写しを添付すること。
- b 家計状況申告書（様式第5-1～2）
申告書に記載の内容によりc～eの提出書類が異なる。
- c 家計急変の発生事由を証明する書類
申告書【2. 家計急変事由】で○を記入した証明書類（コピー可）を添付すること。

事由(①～④欄の該当する事由に○を記入)	提出する証明書(いずれかの欄に○を記入)
①失職（「非自発的失業」の場合に限る。）	雇用保険受給資格者証
	雇用保険被保険者離職票
	退職証明書及び事情書(様式5-3) (公務員等で上記2点のいずれも取得できない事情がある場合に限る)
②破産・廃業（不法行為に起因する経営悪化等によらない場合に限る）	廃業等届出
	破産手続開始決定通知等
③負傷、疾病による休職・休業	①医師による診断書
	②休職・休業中であることを証明する書類 ※いずれも必要
④震災、火災、風水害等に被災	罹災証明書
⑤新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少 (非自発的失業に該当しない離職・死亡・離婚・失踪・事故により収入が減少した場合を除く。)	※下記の「3. 収入の状況」の該当する書類

d 家計急変の発生時期を証明する書類

e 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

申告書【3. 収入の状況（家計急変発生日・収入証明書類）】で○を記入した証明書類（給与明細書又は会計帳簿の場合はコピー可）を添付すること。なお、すべての申請者が、家計急変前の収入を証明する書類として、申請年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類（「課税証明書」、「住民税特別徴収税額決定通知書のコピー」、「住民税の納税通知書のコピー」等。）を提出する。

家計急変発生日		提出する証明書(いずれかの欄に○を記入)	
家計急変発生日	令和 年 月	<input type="checkbox"/>	会社作成の給与見込み(様式6-1)
		<input type="checkbox"/>	税理士又は公認会計士の作成した収入証明書類(様式6-2)
		<input type="checkbox"/>	家計急変の発生した月とその前月+申請の直近3カ月分の給与明細書又は会計帳簿(計5カ月分)
		<input type="checkbox"/>	収入証明書類の提出なし ※直近3カ月に収入のない場合のみ

f **保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類扶養誓約書(家計急変申請用)(様式7-2)**

~~本人、控除対象配偶者及び扶養親族全員分※の健康保険証の写しを提出すること。~~
 ※世帯構成を確認するための書類のため、加算対象でない扶養親族についてもすべて提出すること。世帯構成の人数を把握するために、扶養親族全員(控除対象配偶者と扶養する親族全員)について記載すること。

g **第2子加算申請書(様式第2、第2子加算額を申請する場合に必要)**

h **第2子加算対象となる家族の高等学校等在学証明書**

加算対象となる家族が23歳以上かつ高等学校等に在学していれば在学証明書の提出を要する。23歳未満の高校生等は在学証明の提出は不要。

(2) **学校から県へ提出する書類**

A **内定状況報告書(家計急変)** …審査状況を報告

B **給付金申請者一覧(家計急変)** …支給対象者を報告

※一覧表シートの、申請者全員のB列(年度)～I列(番地・建物名等)の情報を、A4縦に印刷して提出する。

C **申請者から学校へ提出する書類**

7. **申請、審査、申請者への支給**

(1) **申請者から学校への申請**

申請者は家計急変が発生した月の翌月1日時点の保護者等であり、対象生徒一人につき、生徒が在学する学校へ申請する。

給付金の申請を希望する生徒の保護者等は、「6. 申請書類」により「1. 対象者」の要件を満たすことを確認の上、対象生徒が在学する学校に対し申請書類等を提出する。

「基準額2」支給済の者で「第2子加算額」の申請に不備があった場合、または申請を忘れていた場合、学校の申請受付期間内であれば「第2子加算額」のみを追加申請することもできる。

(2) **申請受付期間**

7月から11月末までのうち、各学校が指定する日までとする。

各学校が定める締切日までに提出された申請を「当初の申請」とする。

各学校が定めた締切日以降で11月末までに各学校に提出された申請については「随時の申請」として取り扱う。なお、随時の申請を認めるかどうかは学校判断とする。

(3) **学校における審査**

審査は、「Ⅲ 奨学給付金 要件審査及び対応等」を参照にして行うものとする。

申請(世帯)区分ごとに、支給要件を満たす者は支給対象者とし、要件を満たさない者は対象外として決定する。書類不備の者は、対象外として決定するのではなく一旦、差し戻し扱いとして、学校の定める期日までに是正されなければ申請がなかったものとして取扱う(不備事由が「第2子加算額」の審査に係る必要事項のみに該当するのであれば「基準額2」のみの支給対象者として決定することは可能である。)

(4) **支給、学校から県への書類等の提出等**

① **当初の申請**

申請状況に基づいて、およそ申請の2～3ヶ月後を目途に支給する。ただし、確約するものではないため、申請者に対し「保護者等への案内文書等」で支給時期を明記しないように注意すること（やむを得ず案内しなければならないような場合には、前年度は何月頃に支給した、という言い方にとどめておくこと。）

支給対象者に対しては決定通知書を発行し、不支給の決定者に対しては、不支給決定通知書を交付する。

② 随時の申請

11月末までの申請に間に合わなかった者（申請がなかった、書類不備等）のその後の申請に対しては柔軟に対応すること。申請の失念や遅れが生じないよう周知徹底を図ること。
また、「基準額2」を支給済である者の「第2子加算額」分の追給も同様の取扱いとする。

随時の申請で、12月以降に申請がある場合（予定も含む。）には、早急に私学振興室へ連絡すること。

6章 着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損した場合の加算支給

(1) 対象者の要件

対象生徒が着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合については、次のいずれかに該当するときは、当該災害等につき1回に限り、2章(1)に定める額に(2)に定める額を加算して支給する。ただし、本県以外の都道府県が2章の支給を行った場合で、申請時点で保護者等が県内に住所を有する場合は、当該加算額のみ支給することができる。

- ・災害等の発生が基準日以前である場合にあつては、基準日において当該生徒が1章(3)②に定める要件に該当する世帯
- ・災害等の発生が基準日の翌日以降である場合にあつては、申請のあった月の翌月(災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月)の1日現在で、当該生徒が1章(3)②に定める要件に該当する世帯

(2) 支給額

当該災害等につき1回に限り、2章(1)に定める額に1人当たり81,000円を加算して支給することができる。

(3) 添付書類

- ・制服が喪失・毀損したことを証する書類・・・罹災証明書等
- ・再度制服の購入が必要であることを証する書類・・・高等学校等による証明書(様式9)等

(4) 申請受付期間

4章(2)と同様とする。

(5) 支給時期

4章(4)の支払時期と同様とする。

6-7章 給付金を申請した生徒に転退学等の異動があった場合の取り扱い

(1) 支給額

7月1日に在学する学校の状況で支給額を決定する。7月1日時点でどこの学校にも在学していない者には支給しない。また7月1日より前・後の異動は考慮しない。

(2) 事務の所管

7月1日に在学する学校が愛知県内の学校であれば、7月1日時点で在学する学校において事務を行う。

(3) 具体例

① 7月1日より前に異動した場合

転学・転籍の場合、7月1日に在籍する学校の状況で認定し、支給する。

7月1日時点で学校に在籍しない場合は支給しない。

② 7月1日に学校に在籍し、7月1日より後に異動した場合

7月1日に在籍する学校の状況で認定し、支給する。年額が異なる課程へ異動した場合でも追給・返納は要しない。また支給前・支給手続き中に退学した場合でも返納を要しない（支給後に休学した者、単位制の学校において全科目の学習を中断した者についても同様。）

③ 7月1日に学校等に在籍せず、7月1日より後に入学した場合

支給しない。

7-8章 支給要件を満たさない者等に支給した場合の取り扱い

(1) 支給要件を満たさない者が支給を受けた場合

全額の返納を要する。

加算額のみ支給要件を満たさない場合は、加算額のみ返納とする。

(2) 生活保護世帯の者が、基準額2（及び加算額）の支給を受けた場合

原則として全額の返納を要するが、事実が判明した後に、各学校の最終提出期日までに正しい申請書類が提出された場合に限り、基準額1との差額のみ返納とする。

(3) 基準額2（及び加算額）対象者に基準額1を支給した場合

申請書等の訂正を行い、必要書類を確認した上で差額を追給する。

なお、過支給が生じたことを知り得た場合、学校は県へ速やかに報告すること。

Ⅲ 奨学給付金 要件審査及び対応等

以下、高等学校等就学支援金申請時の「収入状況届出書」（7～6月分）を新たに7月に就学支援金の認定申請を行う者については、受給資格認定申請書（7～6月分）と読み替えて適用すること。

また、学び直し支援金受給権者からの申請を行う者については、「就学支援金」を「学び直し支援金」と、専攻科支援金受給権者からの申請を行う者については、「就学支援金」を「専攻科支援金」と読み替えの上適用すること。

【共通事項】

- ・本申請書は公文書であるため、いわゆる「消えるボールペン」（フリクション等）を使用しないよう徹底すること。また、当然のことながら学校においても使用しないこと。使用した場合は、新しい様式を交付して書き直しを指示すること。消えるボールペンを使用した箇所を消しゴム等で消し、上から書き直すことは一切認めないこととする（一般のボールペンと比べ色の薄いインクである。使用が疑われる場合は、支障のない箇所を消しゴム等で擦り、確認すること）。
- ・訂正の際は、「不正受給防止、過大給付防止に関する同意欄」、「就学支援金の所得証明書類の使用に関する同意欄」、「生活保護（生業扶助）受給状況欄」を除き、証明書類や申請者への口頭確認により正しい内容が確認できる場合には、学校担当者による見え消し訂正を可とする（訂正印は不要）。
修正ペン・修正テープの使用は不可。修正ペン等を使用した場合は新しい様式を交付し、書き直しを指示すること。
- ・証明書類は、特に「コピー」「写し」等の記載がない限り、当年度に発行されたものの原本を提出すること。
- ・支給要件を満たすか学校において判断ができない場合は、私学振興室奨学グループへ確認すること。
連絡先：052-954-7477（ダイヤルイン）

1章 生活保護世帯「基準額1」、非課税世帯「基準額2」の審査（共通）

(1) ～ (3) の全てを満たす者を支給対象として決定すること

(1) 就学支援金の受給権・在籍の確認…①～②を全て満たしていることを確認

① 生徒が就学支援金受給権者であること

- * 授業料無償化対象者（平成25年度以前入学生）は対象外
- * 7月時点の受給権がない場合、学び直し支援金の受給権者でなければ対象外
- * 7月末までに認定申請をし、7月からの受給権が認められた者は対象
- * 入学後1回は認定申請をしているが、当年度の収入状況が確認できないため7月時点で支給が差し止められている者でも対象とする。ただし、所得超過となり就学支援金の受給権が消失した者は、再度受給権が認められない限り対象外。

② 生徒が7月1日時点で在学していること

- * 6月末に転退学し、7月1日で在学していない者は対象外（問い合わせがあれば7月1日時点の在学で申請するよう指示）

(2) 申請書の確認…①～⑤を全て満たしていることを確認。

また、不正受給防止、過大給付防止に関する同意欄、及び就学支援金の所得証明書類の使用に関する同意欄にチェックがされていることを確認。チェックがされていない場合は、保護者等へ確認し、該当する箇所にチェックを入れてもらう。

また、振込先口座の通帳の写しが添付されているか確認。添付されていない場合は提出を求める。

- ① 申請書（様式1）は申請内容にあったものを使用していること
- * 通常の申請（マイナンバーによる申請を含む。）の場合は様式1-1（その1）、家計急変世帯の申請の場合は様式1-1（その2）により申請すること。
- ② 申請者は対象生徒の保護者等であること（『収入状況届出書』により確認）
- * 『収入状況届出書』「2保護者等の収入の状況について」（2）②の該当項目または⑧に該当している場合は、対象外
 - * 署名は7月1日時点の保護者等によること（個人情報の目的外利用に関する同意を兼ねるため、死亡の場合を除き、署名がない者については就学支援金の証明書類を使用することができない）。また、申請者は申請時点における保護者等のうち、7月1日時点の保護者等とすること。
 - * 『収入状況届出書』に記載された保護者等ではない場合、生徒・保護者等に7月1日時点の保護者等を確認。7月1日までに保護者等の異動（離婚・再婚・死亡等）があった場合は就学支援金の保護者等の変更の届出（手続き詳細は就学支援金の説明文書等で確認すること）をするよう指導し、提出後に給付金の申請書等を審査すること。
 - * 申請時に7月1日時点の保護者等の一名が死亡している場合は、存命の保護者等を申請者とする。この場合、死亡した保護者等については所得確認のみを行うが、署名欄の記入は不要。
 - * 申請時に7月1日時点の保護者等の全員が死亡している場合は、7月1日時点の保護者等で所得確認を行った上で、生徒を申請者として申請するよう指示。
- 保護者等が別居している場合は、生徒と生計を同じくする（同居する）保護者等が申請者であるか
- 振込先口座が申請者名義の口座であることを確認
- * 申請者ではない保護者等やその他の者が記載されている場合は差し戻して、申請者名義の口座への訂正を指示。申請者ではない保護者等の口座への振込を希望される場合は、申請者・保護者等署名欄の訂正を指示。
- 申請者が外国籍である場合、氏名は口座名義と一致していることを確認
- * 一致していない場合は口頭で申請者と口座名義人が同一人であることを確認した上で、申請者氏名の余白に口座名義人氏名と同じ氏名を担当が付記し、口座名義人氏名を申請者氏名として扱うこと。
- ③ 7月1日時点で申請者以外の保護者等がいる場合、当該保護者等の署名があること（『収入状況届出書』により確認）
- * 『収入状況届出書』「2保護者等の収入の状況について」（2）②の該当項目または⑧に該当している場合は、対象外
 - * 署名は7月1日時点の保護者等によること（死亡の場合を除き、署名がない場合は就学支援金の証明書類を使用することができない）。また、申請者は申請時点における保護者等である者のうち、7月1日時点の保護者等であること。
 - * 『収入状況届出書』に記載された保護者等ではない者が署名をしている、または署名自体がない場合、生徒・保護者等に7月1日時点の保護者等を確認する。署名漏れの場合は差し戻すこと。7月1日までに保護者等の異動（離婚・再婚・死亡等）があった場合は就学支援金の保護者等の変更の届出をするよう指導し、提出後に給付金の申請書等を審査すること。
 - * 申請時に7月1日時点の保護者等の一名が死亡している場合は、存命の保護者等を申請者とする。この場合、死亡した保護者等については所得確認のみを行うが、署名欄の記入は不要。
- ④ 7月1日時点の保護者等の住民票上の住所が愛知県内であること
- * 保護者等の申請書又は所得証明書類のいずれかの住所が愛知県外である場合は、住民票を提出させ、7月1日時点の住所を確認
- ・保護者等全員の住民票上の住所が県外
- 7月1日時点で県外に住所がある場合は対象外とし、住民票のある都道府県へ申請するよう指導

- ・保護者等のうち一名の住民票上の住所が県外
→申請者（生徒と同居し、生計を同じくする保護者等）の7月1日時点の住所が愛知県内であれば対象とする。
- ⑤ 受給回数が全日制は3回、定時制・通信制は4回、専攻科に在学する場合は2回（専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）未満であること
全日制3回以上、定時制・通信制4回以上、専攻科に在学する場合は2回（専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）以上である場合、7月1日において学び直しへの支援受給権者でなければ対象外
- ⑥ 申請書の「生活保護（生業扶助）受給状況」欄が記入されていること
 - ・空欄→不備、差し戻し。生活保護受給証明書が提出されている場合を除き、学校での口頭確認による記入は認めない
 - ・受給している→生活保護受給書類を確認（(3) ①へ）
 - ・受給していない→所得証明書類を確認（非課税世帯は(3) ②
家計急変世帯は(3) ③へ）

(3) 所得証明書類の確認

- ① (生活保護世帯「基準額1」) の場合
 - a 申請年度の7月以降に発行された生活保護受給証明書（生業扶助が措置されていることが確認できるもの）が提出されていることを確認
 - * 非課税証明書のみが提出されている場合は、差し戻し
 - b 生活保護のうち、生業扶助が支給されていることを確認
 - * 社会福祉事務所の発行した証明書に「生業扶助」の記載がない場合
保護者等へ社会福祉事務所等で生業扶助の受給確認をしたかどうかを口頭確認し、差し戻しの上、社会福祉事務所等で生業扶助が支給されていることを証明してもらうよう指導すること。別紙様式「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」により証明してもらうことも可とする。
 - * 生業扶助が支給されていないことが社会福祉事務所の発行した証明書で確認できた場合は、非課税世帯に該当し、「基準額2」を支給できる。
 - c 生活保護受給証明書に保護者等及び生徒の氏名が記載されていることを確認
 - * 個人単位の証明書が提出された場合
世帯単位の証明書または生徒・保護者等全員分の証明書を再提出させるか、世帯全員の住民票または「休日・夜間等受信証」のコピーなどの世帯状況が確認できる書類を追加で提出させ、同一世帯であることを確認すること
 - * 世帯の一部の者（保護者等・兄弟など）が保護を受けていない場合、または生業扶助を措置されていない場合であっても、7月1日において対象生徒が生業扶助を措置されている場合は、生活保護世帯として扱う。
- ② (非課税世帯「基準額2」) の場合
 - a 保護者等全員の所得証明書類が提出されていることを確認
 - * 就学支援金の申請時に保護者等全員のマイナンバーが提出されている場合で、所得確認のためにマイナンバーを利用することに同意している場合は、所得証明書類の提出は不要である。
 - b 就学支援金の所得証明書類の使用に関する同意欄の「同意する」にチェックがあることを確認
(どちらにもチェックがされていない場合は、保護者等へ口頭確認し同意が得られれば可)
 - * マイナンバーの提出を所得証明書類の提出に代える場合は、就学支援金の申請時に提出したマイナンバーの使用に関する同意欄の「同意する」にチェックがあることを確認する。
 - c 申請書に申請者（保護者等）の署名があることを確認した上で、『収入状況届出書』が提出されており、保護者等全員分の証明書類が提出されていることを確認。

- * 『収入状況届出書』が提出されていない場合は、保護者等全員の申請年度の所得証明書類の提出を要する。
 - * 保護者等が名古屋市内在住であり、所得証明書類の提出に代え一括照会した課税情報を使用する場合は、保護者等の署名の確認のみで可。
 - * 保護者等が前年または当年に海外に在住していたなどの理由で全員の所得証明書類が提出できない場合（『収入状況届出書』「2保護者等の収入の状況について」（2）②の該当項目または⑧に該当する場合）は、奨学給付金の対象外となる。
 - * 保護者等の一名が控除対象配偶者であり、就学支援金の申請時に所得証明書類の提出を省略している場合（『収入状況届出書』「2保護者等の収入の状況について」（2）②の該当項目に該当する場合）は、控除対象配偶者分の証明書の提出を求めない。
 - * 申請書等の氏名と証明書の氏名が異なる場合（外国籍の場合や、離婚・再婚により改姓している場合）は、口頭で同一人であることの確認が取れば可。特段、改姓したことを証明する書類等の提出を要しない（証明書写しの余白に「〇月〇日離婚により改姓」「申請書は通称名、本人確認済」等、担当者以外が書類を確認した際に判別できる程度のメモをしておく）
- d 就学支援金の所得証明書類の使用に関する同意欄の「同意しない」にチェックがある場合には、保護者等全員の申請年度の所得証明書類が提出されていることを確認。
- * 提出されていない場合は不備。証明書の提出を求める（控除対象配偶者の証明書の提出は求めない）
- e 保護者等全員の申請年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを確認→全員が非課税でなければ支給対象外として決定する。
- * 給付金申請期限内に保護者等が県民税及び市町村民税の修正申告を行い、その結果「非課税」となり、再度給付金の申請を行った場合は、7月1日における給付要件を満たしていることが確認できれば、一旦対象外と決定していたとしても「支給対象」として決定しても差し支えない。
※支給対象外となった保護者等へ学校から修正申告の案内をする必要はありません。
- ③（家計急変世帯「基準額2」）の場合
- a 家計状況申告書が提出されていることを確認
- b 就学支援金の所得証明書類の使用に関する同意欄の「同意する」にチェックがあることを確認
（どちらにもチェックがされていない場合は、保護者等へ口頭確認し同意が得られれば可）
- c 申請書に申請者（保護者等）の署名があることを確認した上で、『収入状況届出書』が提出されており、保護者等全員分の証明書類が提出されていることを確認。
- * 『収入状況届出書』が提出されていない場合は、保護者等全員の申請年度の所得証明書類の提出を要する。
 - * 保護者等が名古屋市内在住であり、所得証明書類の提出に代え一括照会した課税情報を使用する場合は、保護者等の署名の確認のみで可。
 - * 保護者等が前年または当年に海外に在住していたなどの理由で全員の所得証明書類が提出できない場合（『収入状況届出書』「2保護者等の収入の状況について」（2）②の該当項目または⑧に該当する場合）は、奨学給付金の対象外となる。
 - * 保護者等の一名が控除対象配偶者であり、就学支援金の申請時に所得証明書類の提出を省略している場合（『収入状況届出書』「2保護者等の収入の状況について」（2）②の該当項目に該当する場合）は、控除対象配偶者分の証明書の提出を求めない。
 - * 申請書等の氏名と証明書の氏名が異なる場合（外国籍の場合や、離婚・再婚により改姓している場合）は、口頭で同一人であることの確認が取れば可。特段、改姓したことを証明する書類等の提出を要しない（証明書写しの余白に「〇月〇日離婚により改姓」「申請書は通称名、本人確認済」等、担当者以外が書類を確認した際に判別できる程度のメモをしておく）
- d 就学支援金の所得証明書類の使用に関する同意欄の「同意しない」にチェックがある場合には、保護者等全員の申請年度の所得証明書類が提出されていることを確認。

- e 申請者の家計急変の発生事由により、必要となる「家計急変の発生事由を証明する書類」、「家計急変の発生時期を証明する書類」、「家計急変の発生後の収入を証明する書類」、「扶養親族の人数・年齢の確認できる書類」が提出されていることを確認。
 - * 提出されていない場合は不備。証明書の提出を求める（控除対象配偶者の証明書の提出は求めない）
- f 保護者等全員が、世帯構成に応じて定める収入額未満の収入額であることを確認
 - 全員が収入額未満でなければ支給対象外として決定する。
 - * 収入の推計が困難である場合は、内定者に含めて県に提出して差し支えない。この場合、申請者に申請を認められたものと誤認されないよう注意すること。

(4) 振込先口座の通帳写しの確認

- ① 不要な余白が切り取られ、折りたたまずに台紙に貼り付けてあることを確認。ただし、A4用紙にコピーされており、用紙右上に申請者氏名、対象生徒氏名、在学学校名がボールペン等で書いてあれば、台紙に貼り付けてなくても可とする。
- ② 金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人、口座種類、口座番号が確認できるものであること。原則、表紙ではなく、最初の見開きページの写しを添付すること。
- ③ ネット銀行の口座等、通帳のない口座を振込先に指定する場合は、キャッシュカードのコピー等、通帳以外で金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人、口座種類、口座番号が確認できるものの写しを添付すること。

2章 非課税世帯・家計急変世帯のうち、第2子加算要件に該当する家族がいる世帯の「加算額」の審査

(1)～(4)の全て満たす者を支給対象として決定すること。

「基準額2」を申請した者のみ対象。通信制課程・専攻科に在学する生徒は対象外のため審査不要。不備がある場合、または対象外の場合は、「基準額2」のみを支給すること。不備、または申請忘れの場合、「基準額2」の支給後、最終締め切りまでに追加書類等が提出された場合は、学校判断で受付し「加算額」のみ追加で支給する。

(1) 基準額の審査状況を確認

- ・「基準額1」対象→対象外
- ・「基準額2」対象→加算申請書の確認

(2) 加算申請書の確認…①②全てを満たしていることを確認。

- ① 申請者（保護者等）の署名があることを確認
 - また、不正受給防止、過大給付防止に関する同意欄、及び就学支援金の所得証明書類の使用に関する同意欄にチェックがされていることを確認。チェックがされていない場合は、保護者等へ口頭で確認し、該当する箇所にチェックを入れてもらう。
- ② 加算要件に該当する家族の記載欄の確認
 - 次の(1)・(2)いずれかに該当する者が記載されていることを確認。
 - (1) 高等学校等に在学する者で、加算額を申請していない者
 - (2) 高等学校等に在学していない者で、当該生徒の兄弟姉妹であり、7月1日における年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者
 - * 1名以上該当する者が確認できれば他の者で不備があっても不備扱いとしない。該当しない者は対象外として除外する（余白に「対象外」とメモをしておくこと）

(1) 高等学校等に在学する者が記載されていた場合

→23歳以上の場合は在学証明書の提出を求める。対象生徒と同一の高等学校等に在学している場合は、学校で加算申請していないか確認する。対象生徒と異なる高等学校等に在学している場合は私学振興室で加算申請を確認する。通信制又は専攻科に在学してい

る場合は、加算支給がないため、審査使用欄の通・専の欄に○を記入し、加算申請の有無の確認は必要ない。

次に（3）により保護者等が扶養している者であることを確認する。

(2) 高等学校等に在学していない者が記載されていた場合

→生年月日が平成~~12~~13年7月3日以降平成~~20~~21年7月2日以前の兄弟姉妹であることを確認する。

次に（3）により保護者等が扶養している者であることを確認する。

*（1）・（2）に該当する者がいない場合は、不備として差し戻す。

（他に該当する者がいないことが確認できている場合は、加算支給対象外として決定）

(3) 加算要件に該当する家族（（2）（1）・（2）のいずれかに該当する者で、対象外として除外した者を除く。以下同じ。）の**健康保険証のコピー（または住民票）扶養誓約書（様式7-1）**の確認…①～③全てを満たしていることを確認。

① 加算要件に該当する家族のうち、~~1名以上の健康保険証のコピー等が提出されている扶養誓約書（様式7-1または様式7-2）に記載されていることを確認~~

~~* 不要な余白が切り取られ、折りたたまずに台紙に貼り付けてあること~~

~~* 健康保険証等が一枚も提出されていなければ不備、差し戻し~~

~~* 原則として、扶養の現況を確認するため健康保険証のコピーの提出を求める。提出されない場合は、保護者等へ理由を確認し、保険未加入のため保険証が無い場合に限り住民票でも可とする。~~

② **健康保険証扶養誓約書（様式7-1または様式7-2）**と加算要件に該当する家族の氏名・生年月日を突合する。

※厳密には**健康保険証扶養誓約書（様式7-1または様式7-2）**では兄弟姉妹であることは確認できないが、~~被保険者（世帯主）申請者~~、対象生徒、加算要件に該当する兄弟姉妹の名前及び生年月日から事実が推測できれば兄弟姉妹とみなす。~~住民票についても同様に扱う。~~

→~~扶養誓約書（様式7-1または様式7-2）に記載されている扶養親族の氏名が、加算要件に該当する家族と一致する場合は、「加算額」の支給対象として決定し、審査使用欄の扶養誓約書欄に○を記入する。~~

③ ~~加算要件に該当する家族の健康保険証が社会保険であり、被保険者が保護者等であることを確認する~~

~~→加算要件に該当する家族の健康保険証が、保護者等を被保険者とする社会保険であり、認定日が7月1日以前で当該家族が「被扶養者」として記載されている場合には、「加算額」の支給対象として決定する。この場合、審査使用欄の健康保険証の欄に○を記入する。~~

~~* 加算要件に該当する家族が「被扶養者」であるが、保護者等が被保険者でない場合（例：同居する祖父母、兄姉、親権者ではない親（母の夫、親権のない父など）が被保険者の場合）には、「保護者等の扶養親族」ではないため対象外として除外する。~~

~~* 加算要件に該当する家族の健康保険証の被保険者が「本人」と記載されている社会保険であり、認定日が7月1日以前である場合は、7月1日時点で保護者等の扶養から外れているため、その者は対象外として除外する。~~

~~* 除外した結果、加算要件に該当する家族が全員なくなった場合には、保護者等へその旨を確認した上で加算額支給対象外として決定する。~~

~~* 保護者等ではない者が扶養しており加算額支給対象外として決定された者が、扶養の付け替えを行い再度申請した場合は、支給対象として差し支えないものとする。~~

~~（各学校において対象外となった保護者等へ扶養の付け替え等を案内する必要はありません。また、付け替えの相談を受けた場合はデメリット（世帯全体の所得が支給される給付金よりも減少する、会社の手当が打ち切られる等）が発生する可能性があることを伝えること。~~

~~⇒健康保険証が「国民健康保険証」又は「7月1日より後に保護者等の扶養が認定された社会保険の健康保険証」の場合、もしくは健康保険証がなく住民票で代用の場合には次の(4)により保護者等が扶養している者であることを確認する。~~

~~* 国民健康保険証の発行日が当年度の7月1日より後である場合や、審査時点で有効期限が過ぎている場合でも、申請時点において有効であればそれにより審査をする。なお、扶養関係を直接証明する書類ではないので、保護者等が世帯主であることを要しない。~~

(4) 所得証明書類を確認（健康保険証等扶養誓約書（様式7-1または様式7-2）で保護者等が扶養する者であることを確認できない場合）

① 保護者等のいずれかの所得証明書の扶養親族欄に、加算要件に該当する家族の氏名又は人数が表示されていることを確認

→所得証明書類に記載されている扶養親族の氏名が、加算要件に該当する家族と一致する場合は、「加算額」の支給対象として決定し、審査使用欄の課税証明書欄に○を記入する。

→所得証明書類に扶養親族の人数が表示されている場合は、②を確認する。

② ①で扶養親族の人数のみが表示されている場合、保護者等のいずれかの所得証明書類の扶養親族欄の、「特定扶養」「その他扶養」「16歳未満扶養」欄の人数の合計と、申請書に記入してある加算要件に該当する家族の人数とを比較して、加算要件に該当する家族がいることを確認する。

→所得証明書類上の扶養親族数（対象生徒分を除く）が加算申請書に記入してある人数を上回っていれば、加算額の支給対象として決定し、審査使用欄の課税証明書欄に○を記入する。

* 扶養親族の人数が加算申請書の記入と一致していなくても、対象生徒以外に加算申請書に記載された家族が1名以上いることを推定できれば可とする。

③ 上記①②でも扶養が確認できない場合（扶養親族数が省略されている証明書、非課税であることを証明する旨の文言のみが記載されている証明書及び扶養親族欄が「*」と表示されている証明書等）については、扶養親族が確認できる課税証明書、源泉徴収票や確定申告書の控え等の提出を求め、それらについて①②の審査を行う。

~~④ 上記①～③でも扶養が確認できない場合は、扶養誓約書（様式8）を提出させた上で加算額の支給対象として決定し、審査使用欄のその他欄に○を記入する。~~

~~* 加算要件に該当する兄弟姉妹を保護者等以外の者が扶養している旨の発言があった場合は、保護者等の証明書で確認できない限り、加算支給を行わないこととする。~~

様式(例)一覧

番号	文書名	様式	交付要綱
1	高等学校等奨学給付金支給申請書	様式1-1(その1)	様式1
2	高等学校等奨学給付金(家計急変)支給申請書	様式1-1(その2)	様式1
3	高等学校等奨学給付金口座振替申請書	様式1-2	様式1
4	高等学校等奨学給付金加算支給申請書	様式2	様式2
5	個人番号カード(写)等貼付台紙・本人確認書類貼付台紙	様式3-1~2	
6	生業扶助受給証明書	様式4	
7	家計状況申告書	様式5-1~2	
	雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書	様式5-3	
	公的支援の証明書を提出できない場合の事情書	様式5-4	
8	給与支払(見込)証明書	様式6-1	
9	事業所得(見込)証明書	様式6-2	
10	扶養誓約書	様式7-1	
11	扶養誓約書(家計急変申請用)	様式7-2	
12	(受給権)委任状	様式8	
13	制服の再購入に係る誓約書	様式9	

□□□□

愛知県知事殿

※消えるボールペン(フリクション等)、修正テープ、修正液の使用不可！
修正する場合は「二重線」で訂正してください！(全ての様式共通です)

6年7月1日

次の4点を確認の上

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
 - 内容を確認して必ず全てチェックすること
 - この申請の対象となる(母子生活支援施設)
- に従いその金額を即時返還します。
申請は行っていません。
- 保護者等が両親の場合は生徒と同居する父母のどちらかが申請をしてください。
氏名は保護者自身が記入してください。外国籍の方は口座名義と同じ名前を記入してください。

フリガナ	セイ	愛知		メイ	花子	
保護者等(申請者)氏名	姓			名		
住所	〒	460	-	8501	愛知県	名古屋
	三の丸3丁目1番2号 (住所が1行で収まらなければ2行目も使用)					
電話番号	090-0000-0000 該当するものにチェックしてください。					
下記生徒との関係	親権者	<input checked="" type="checkbox"/>	未成年後見人	<input type="checkbox"/>	その他(主たる生計維持者を含む)	<input type="checkbox"/>
	生徒本人	<input type="checkbox"/>		左記の親権者等がない場合のみ	<input type="checkbox"/>	
保護者等氏名(2名以上の場合)	愛知 太郎 保護者等が両親の場合、申請者ではない方の保護者等の氏名等を記入してください。ひとり親世帯の場合は空欄のままにしておいてください。					
下記生徒との関係	親権者	<input checked="" type="checkbox"/>	未成年後見人	<input type="checkbox"/>	その他(主たる生計維持者を含む)	<input type="checkbox"/>
	生徒本人	<input type="checkbox"/>		左記の保護者等がない場合のみ	<input type="checkbox"/>	
住所	申請者と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当するものにチェックしてください。				
高等学校等奨学給付金の受給資格審査のために、愛知県が申請年度の7月1日時点における保護者等の県民税(住民税)の納入状況を確認する必要がある。保護者等が市町村若しくは高収入状況届出書及び所得に関する書類(当該生徒が学び直し支援金又は専攻科支援金を受給する場合は、支給員館確認のために提出した書類。また、書類の提出に代えて、県等が市町村民税情報の確認を行うことについて同意された方は、市町村から県等へ提供された市町村民税情報)により確認することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません						

注: 愛知県の認可校以外に在学している方は、各種所得証明書類(原本)を提出してください。

となる者を指します。

とを誓約します。

記

フリガナ	セイ	アイチ		メイ	ツバサ	
対象となる生徒氏名	姓	愛知		名	翼	
在学名	〇〇高等学校 必ず当てはまる方をチェックすること(生活保護を受給中の方は、社会福祉事務所等で生業扶助の受給を確認すること)。					
課程名	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制	<input type="checkbox"/> 定時制	<input type="checkbox"/> 通信制	<input type="checkbox"/> その他	入学年月日	平成 20年07月02日
入学年月日・学年	<input checked="" type="checkbox"/> 令和	06年	04月	01日	第1学年(年次)	上記生徒について、過去に奨学給付金を受給した回数 0回
生活保護受給状況(7月1日時点)	私の世帯は生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を <input type="checkbox"/> 受給しています <input checked="" type="checkbox"/> 受給していません					

- 記入上の注意
- 申請日の属する年度の7月1日現在の状況で記入してください。
 - 該当する口にし点を付けてください。
 - ※欄は記入しないでください。
- 添付資料
- 生活保護世帯 生業扶助を受給中であることを証明する生活保護受給証明書
 - 1を除く非課税世帯 上記生徒の保護者等全員の市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類又は保護者等全員の個人番号の確認できる書類

(申請者は記入しないこと)

※学校使用欄	※県使用欄
上	審査結果
ま りま	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯
	<input type="checkbox"/> 非課税世帯(全・定)
	<input type="checkbox"/> 非課税世帯(通・専)
	<input type="checkbox"/> 対象外

生徒が在学する高等学校等で記入してもらってください。

愛知県知事殿

※消えるボールペン(フリクション等)、修正テープ、修正液の使用不可！
修正する場合は「二重線」で訂正してください！（全ての様式共通です）

6年7月1日

次の4点を確認の上

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
 - 内容を確認して必ず全てチェックすること
 - この申請の対象となる（母子生活支援施設の
- に従いその金額を即時返還します。
申請は行っていません。
- 保護者等が両親の場合は生徒と同居する父母のどちらかが申請をしてください。
氏名は保護者自身が記入してください。外国籍の方は口座名義と同じ名前を記入してください。

フリガナ	セイ	愛知		メイ	花子	
保護者等(申請者)氏名	姓	愛知		名	花子	
住所	〒	460-8501	愛知県	名古屋	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 郡	中 <input checked="" type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
	三の丸3丁目1番2号 (住所が1行で収まらなければ2行目も使用)					
電話番号	090-0000-0000 該当するものにチェックしてください。					
下記生徒との関係	親権者	<input checked="" type="checkbox"/>	未成年後見人	<input type="checkbox"/>	その他(主たる生計維持者を含む)	<input type="checkbox"/>
	生徒本人(左記の親権者等がない場合のみ)	<input type="checkbox"/>	その他を選択した場合、生徒との続柄等を記載			
所得確認の対象となる保護者等(注)は <input type="checkbox"/> 上記1名のみです <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者を含めて2名(以上)です						
保護者等氏名(2名以上の場合)	愛知 太郎 保護者等が両親の場合、申請者ではない方の保護者等の氏名等を記入してください。ひとり親世帯の場合は空欄のままにしておいてください。					
下記生徒との関係	親権者	<input checked="" type="checkbox"/>	未成年後見人	<input type="checkbox"/>	その他(主たる生計維持者を含む)	<input type="checkbox"/>
	生徒本人(左記の親権者等がない場合のみ)	<input type="checkbox"/>	その他を選択した場合、生徒との続柄等を記載			
住所	申請者と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当するものにチェックしてください。 下段の保護者等の住所が申請者(上段の保護者)の住所と異なる場合、この欄に住所地を記載してください。				

高等学校等奨学給付金の受給資格審査のために、収入状況届出書及び所得に関する書類(当該生徒が学んでいる高等学校等から奨学給付金を受給する場合は、受給資格確認のために提出した書類、または書類の提出に代えて県等が市町村民税情報の確認を行うことについて同意された方は、市町村から県等へ提供された市町村民税情報)により確認することに
同意します 同意しません

愛知県の認可校以外に在学している方は、各種所得証明書類(原本)を提出してください。

記

フリガナ	セイ	アイチ		メイ	ツバサ	
対象となる生徒氏名	姓	愛知		名	翼	
在学名	〇〇高等学校 必ず当てはまる方をチェックすること(生活保護を受給中の方は、社会福祉事務所等で生業扶助の受給を確認すること)。					
課程名	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> その他	入学年月日		平成	20年07月02日	
入学年月日・学年	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	06年04月01日	第1	学年(年次)	上記生徒について、過去に奨学給付金を受給した回数	0回
生活保護受給状況	私の世帯は生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を <input type="checkbox"/> 受給しています <input checked="" type="checkbox"/> 受給していません					

記入上の注意	1 申請日時点の状況で記入してください。ただし翌月1日までに状況に変更があった場合は申告すること。 2 該当する□にレ点をつけてください。 3 ※欄は記入しないでください。
添付資料	1 上記生徒の保護者等全員の当該年度の課税証明書(ただし高等学校等就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の申請時に所得証明書類を提出し、上記同意欄に同意した場合は、提出不要。) 2 家計急変の発生事由を証明する書類 3 収入を証明する書類 4 扶養誓約書(家計急変申請用)(様式7-2)

(申請者は記入しないこと)

※学校使用欄	上記 また、 生徒が在学する高等学校等で記入してもらってください。
※県使用欄	審査結果 <input type="checkbox"/> 非課税世帯相当(全・定) <input type="checkbox"/> 非課税世帯相当(通・専) <input type="checkbox"/> 対象外

--	--	--	--

愛知県知事殿

※消えるボールペン(フリクション等)、修正テープ、修正液の使用不可！
修正する場合は「二重線」で訂正してください！（全ての様式共通です）

6年7月1日

申請者氏名	愛知 化子	保護者のうち、様式第1-1の上段に記載した方を記入してください。
対象生徒氏名	愛知 翼	
在学学校名	〇〇高等学校	

令和6年度高等学校等奨学給付金の口座振替を申請します。

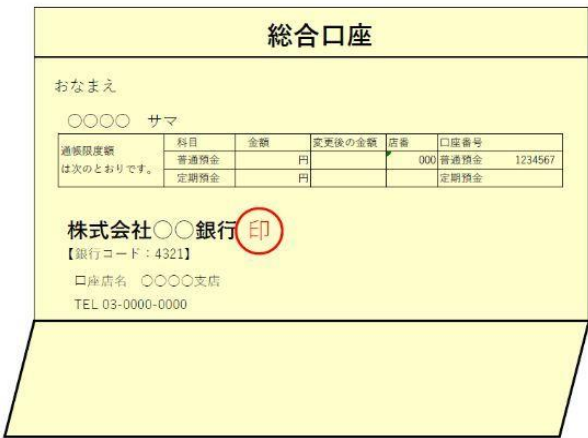
記

振込先口座	金融機関コード	銀行コード 9 9 0 0	支店コード 2 1 8	預金種別	普通	口座番号	9 9 9 9 9 9
	金融機関名	銀行名	ゆうちょ		<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 労働金庫 <input type="checkbox"/> 連合会 <input type="checkbox"/> 漁業協同組合		
	支店名	218		<input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 営業部 <input type="checkbox"/> 担当 <input type="checkbox"/> 課			
	フリガナ	申請者 に同じ	申請者以外(生徒、保護者又は児童養護施設長等) の口座に振り込む場合はチェックを入れずに口座名義人氏名を記入してください。 ※申請者以外の場合は、別紙「委任状」が必要となります。				
口座名義人氏名	<input checked="" type="checkbox"/>						

申請者と同じ名義の口座を、読みやすい字で記入してください。
 ゆうちょ銀行の場合は、支店名欄・口座番号欄には他金融機関からの受取口座の情報を記入してください(通帳3ページ目の銀行使用欄をご確認ください。記入されていない場合や、わからない場合はゆうちょ銀行窓口でご確認ください)。
 ・預金通帳に記載されているものと同じ内容を記載してください。

紙の通帳の場合

WEB通帳の場合



通帳を開いて1, 2ページの箇所をコピーして貼付

赤枠内の情報がある箇所を印刷して貼付
 ※画像はUFJ銀行の例

□□□□

加算用

6年7月1日

愛知県知事殿

※消えるボールペン(フリクション等)、修正テープ、修正液の使用不可！
修正する場合は「二重線」で訂正してください！（全ての様式共通です）

次の4点を確認の上

- この申請書の記載内容は、事実に相違なく、虚偽の記載があった場合は、愛知県の求めに従いその金額を即時返還します。
- 内容を確認して必ず全てチェックすること 請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の保護者のうち、様式第1-1の上段の申請者と同じ内容を記入してください。

フリガナ	セイ	アイチ		メイ	ハナコ	
保護者等 (申請者)氏名	姓	愛知		名	花子	
住所	〒	460	-	8501	愛知県	名古屋
					<input checked="" type="checkbox"/> 市	中
					<input type="checkbox"/> 郡	<input checked="" type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
三の丸3丁目1番2号 (住所が1行で収まらなければ2行目も使用)						
下記生徒との関係	親権者	未成年後見人	その他 (主たる生計維持者を含む)		生徒本人 (左記の親権者等がない場合のみ)	その他を選択した場合、生徒との続柄等を記載
受給資格審査のために、愛知県が申請年度の7月1日時点における保護者等の県民税情報及び市町村民税情報について、下記生徒が法第4条又は法第17条に基づき都道府県又は市町村若しくは高等学校等(以下、「県等」という)へ提出した受給資格認定申請書又は収入状況届出書及び所得に関する書類(当該生徒が学び直し支援金又は専攻科支援金を受給する場合は、受給資格確認のために提出した書類。また、書類の提出に代えて県等が市町村民税情報の確認を行うことについて同意された方は、市町村から県等へ提供された市町村民税情報)により、確認すること <input checked="" type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません						

令和6年度高等学校等奨学給付金の加算支給を申請します。また、下記記載内容に相違ないことを誓約します。
記

【加算対象生徒】

フリガナ	セイ	アイチ		メイ	ツバサ		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	20	年	07	月	02	日
対象となる扶養する生徒氏名	姓	愛知		名	翼			<input checked="" type="checkbox"/> 平成	06	年	04	月	01	日
在学名・課程	〇〇高等		学校	全日制	課程	第1	学年	<input checked="" type="checkbox"/> 令和						

高等学校等に在学の方はチェックを入れて学校の情報を記入してください。学校在学者以外は記入不要です。
兄弟姉妹は赤枠の内容に沿って記入してください。

氏名(加算要件に該当する家族)	区分	加算申請の有無	生年月日		年齢	生徒との続柄		扶養者					
			年	月		日	日		兄・姉	弟・妹			
1 愛知 秀明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平成	13	年	07	月	03	日	22	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の申請者 <input type="checkbox"/> 申請者でない親権者
			学校	在学	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	学校	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> その他						
2 愛知 和子	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平成	20	年	07	月	02	日	16	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の申請者 <input type="checkbox"/> 申請者でない親権者
			学校	在学	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	学校	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> その他						

保護者等の扶養親族のうち、
 ①高等学校等に在学していて加算額を申請していない方か、
 ②当該生徒の兄弟姉妹で高等学校等に在学しておらず、生年月日が平成13年7月3日～平成21年7月2日までの中学生以外の方
 を記入してください。
 ・7月1日時点で保護者に扶養されていない方は記入しないでください。
 ・条件に該当する方が複数いる場合でも全員記入する必要はありません。
 ※生徒に15歳以上23歳未満で扶養されている兄弟姉妹が一人もいない場合などは加算額の支給を受けることができません。
 ※記入例は兄妹2人分記載しておりますが、条件に該当する方を1人書くだけで結構です。兄弟姉妹全員書く必要はありません。

※審査使用欄				
扶養誓約書	課税証明書	その他	通・専	
1				
2				

記入しないこと。

<input type="checkbox"/> 基準額2対象	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/> 基準額	記入しないこと。
<input type="checkbox"/> 対象	

保護者等全員(両親の場合は父母2名とも)分の提出が必要です。 ※生徒の個人番号は不要
所得を証明する書類を提出しない控除対象配偶者の分も貼付してください。

個人番号カード(写)等貼付台紙

高等学校等奨学給付金支給申請のため、保護者等の個人番号を **2** 人分提出します。
個人番号カード(個人番号の記載された面)のコピー又は通知カードのコピーを貼り付けた上で太枠
の箇所(個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日)を手書きで記載してください。

学校	名称	〇〇高等学校
	種類・課程・学科等	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> その他
生徒	ふりがな	あいち つばさ
	氏名	愛知 翼
	学年	第1学年

個人番号カードの裏面のコピー等を貼り付けること(原本を貼り付けないこと)

正確に転記すること

1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2
氏名													
ふりがな あいち はなこ													
愛知 花子													
生年月日													
(西暦) 1975年1月1日													



正確に転記すること

1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2
氏名													
ふりがな あいち たろう													
愛知 太郎													
生年月日													
(西暦) 1974年1月1日													



※保護者等の令和6年1月1日時点の住所が現住所と異なる場合は、以下の欄に令和6年1月1日時点の住所を記入願います。

保護者等①	保護者等② <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等①と同住所のため省略
愛知県一宮市相生〇-〇	

(以下の同意文を確認いただき、同意する場合は□にレ点をつけてください。)

内容を確認して必ずチェックすること

愛知県県民文化局学事振興課私学振興室が愛知県高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限り令和6年度の地方税関係情報を取得することに同意します。なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限り同意することを申し添えます。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

本人確認書類貼付台紙

個人番号カード(顔写真のある面)のコピー又は運転免許証のコピーを貼り付けてください。

個人番号カードの表面のコピー等を貼り付けること(原本を貼り付けないこと)



保護者等の
個人番号カード(表面)又は運転免許証
コピー 貼付欄②

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式4

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による
生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

令和6年7月1日

福祉事務所長

次の世帯が、令和6年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名 愛知 花子		住所 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
愛知 太郎	夫	1974年 1月 1日	2011年 4月 1日
愛知 翼	長男	2007年 8月 27日	2011年 4月 1日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
証明書の使用目的 高等学校等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			

保護者等(申請者)本人(口欄は✓を記入)

在学名	〇〇高等学校			
フリガナ	セイ	アイチ	メイ	ハナコ
保護者等氏名	姓	愛知	名	花子
対象生徒との関係	親権者 <input checked="" type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/>	その他(主たる生計維持者を含む) <input type="checkbox"/>	生徒本人(左記の親権者等がない場合のみ) <input type="checkbox"/>

1. 家計急変の該当の有無(口欄は✓を記入)

<input checked="" type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし	※該当なしの場合は、課税証明書等により非課税であることが確認できる必要があります。
--	-------------------------------	---

2. 家計急変事由

事由(①~④欄の該当する事由に○を記入)	提出する証明書(いずれかの欄に○を記入)
○ ①失職(「非自発的失業」の場合に限る。)	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票 <input type="checkbox"/> 退職証明書及び事情書(様式5-3) <small>(公務員等で上記2点のいずれも取得できない事情がある場合に限る)</small>
②破産・廃業(不法行為・営悪化等によらない場合に限る)	退職証明書等を提出する場合は、次シートの事情書をセットで提出すること 破産手続開始決定通知書等
<small><家計急変事由が②の場合は下記をよく読み、該当する場合は左欄に○を記入> 自身が営む事業又は役員を務める会社等について、破産・廃業状態になりましたが、これは自身による不法行為に起因する経営悪化等によるものではないことを宣誓します。</small>	
③負傷、疾病による休職・休業	①医師による診断書 ②休職・休業中であることを証明する書類 ※いずれも必要
④震災、火災、風水害等に被災	罹災証明書
⑤新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少	①公的支援の受給証明書等(別に記載の例による) <small>(提出できない事情がある場合は事情書(様式5-4))</small> ②公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し ※いずれも必要

3. 収入の状況(家計急変発生月・収入証明書類)

家計急変発生月	提出する証明書(いずれかの欄に○を記入)
家計急変発生月 令和 5 年 5 月	<input checked="" type="checkbox"/> 会社作成の給与見込み(様式6-1) <input type="checkbox"/> 税理士又は公認会計士の作成した収入証明書類(様式6-2) <small>(上記がいずれもない場合)</small> <input type="checkbox"/> 申請の直近3カ月分の給与明細書又は会計帳簿 <input type="checkbox"/> 収入証明書類の提出なし ※直近3カ月に収入のない場合のみ

4. 世帯構成

世帯構成	提出する証明書
扶養者数 3 人	扶養誓約書(家計急変申請用)(様式7-2)

保護者等(申請者以外)本人(口欄は✓を記入)

在学名	〇〇高等学校			
フリガナ	セイ	アイチ	メイ	タロウ
保護者等氏名	姓	愛知	名	太郎
対象生徒との関係	親権者 <input checked="" type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/>	その他(主たる生計維持者を含む) <input type="checkbox"/>	生徒本人(左記の親権者等がない場合のみ) <input type="checkbox"/>

1. 家計急変の該当の有無(口欄は✓を記入)

<input type="checkbox"/> 該当あり	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	※該当なしの場合は、課税証明書等により非課税であることが確認できる必要があります。
-------------------------------	--	---

2. 家計急変事由

該当なしの場合は「2. 家計急変事由」以降は記載不要

事由(①~④欄の該当する事由に○を記入)	提出する証明書(いずれかの欄に○を記入)
①失職(「非自発的失業」の場合に限る。)	雇用保険受給資格者証
	雇用保険被保険者離職票
	退職証明書及び事情書(様式5-3) (公務員等で上記2点のいずれも取得できない事情がある場合に限る)
②破産・廃業(不法行為に起因する経営悪化等によらない場合に限る)	廃業等届出
	破産手続開始決定通知書等
<家計急変事由が②の場合は下記をよく読み、該当する場合は左欄に○を記入> 自身が営む事業又は役員を務める会社等について、破産・廃業状態になりましたが、これは自身による不法行為に起因する経営悪化等によるものではないことを宣誓します。	
③負傷、疾病による休職・休業	①医師による診断書 ②休職・休業中であることを証明する書類 ※いずれも必要
④震災、火災、風水害等に被災	罹災証明書
⑤新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少	①公的支援の受給証明書等(別に記載の例による) (提出できない事情がある場合は事情書(様式5-4)) ②公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し ※いずれも必要

3. 収入の状況(家計急変発生月・収入証明書類)

家計急変発生月	提出する証明書(いずれかの欄に○を記入)
家計急変発生月 令和 年 月	会社作成の給与見込み(様式6-1)
	税理士又は公認会計士の作成した収入証明書類(様式6-2)
	(上記がいずれもない場合) 申請の直近3カ月分の給与明細書又は会計帳簿
	収入証明書類の提出なし ※直近3カ月に収入のない場合のみ

4. 世帯構成

世帯構成	提出する証明書
扶養者数 人	扶養誓約書(家計急変申請用)(様式7-2)

雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書

愛知県知事 殿

【記入日】

令和6年 8月 1日

生徒が在学する 学校の名称	〇〇高等学校
生徒の氏名	(かな) あいち つばさ
	愛知 翼
生徒の生年月日	昭和(平成) 20年 7月 2日
離職した 保護者等の氏名	(かな) あいち はなこ
	愛知 花子
雇用保険受給資格者証を提出できない事情 ●いずれかにレ印を付け、事情を詳細に記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証の発行ができません
	(詳細) ・前職が公務員であったため ・前職で雇用保険に加入していなかったため 等
	※特殊な事情により雇用保険受給資格者証がハローワークより発行されない場合、その事情を詳細に記入してください。未記入や、特殊事情がない場合(手続きをしていない等)は認められません。
	<input type="checkbox"/> 雇用保険の手続き中です
	(詳細)
	受給資格決定日※1: 年 月 日
	雇用保険受給者初回説明会: 年 月 日

また、下記のとおり宣誓します。

- 私が離職した理由は、自己の責めに帰すべき理由によるものではなく、また、定年退職や期間満了による退職によるものでもありません。
- この事情書の記載内容は、事実と相違ありません。

内容を確認して必ず2か所ともチェックすること


※1 「受給資格決定日」とはハローワークで離職票の提出と求職の申込みを行った日です。

公的支援の証明書を提出できない場合の事情書

愛知県知事 殿

【記入日】

令和6年 8月 1日

生徒が在学する 学校の名称	〇〇高等学校		
生徒の氏名	(かな)	あいち つばさ	
		愛知 翼	
生徒の生年月日 (西暦)	2008	年	7 月 2 日
家計急変事由が生じた 保護者等の氏名	(かな)	あいち はなこ	
		愛知 花子	
家計急変事由 発生日※		年	日 日
事情記入欄 ※公的支援の証明書を提出できない事情を記入してください。	給付等を5 公的支援の	 <p>提出できない事情について記入してください。</p>	
	公的支援の		

※ 公的支援が振り込まれた日付(通帳の写しの日付との一致を確認してください。)

以下の事項を必ず確認の上、全ての口にし印及び必要事項を記入してください。

この事情書の記載内容は、事実と相違ありません。

公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写しを添付します。

給与支払(見込)証明書

この証明書はお勤め先の会社
が作成する必要があります。

対象者氏名	愛知 花子
-------	--------------

1. 給与支払(見込)額

※控除前の支給総額を記入してください。

支払(予定)年月	支払額	賞与等の額	支給総額
令和6年1月	200,000円	円	200,000円
令和6年2月	200,000円	円	200,000円
令和6年3月	200,000円	円	200,000円
令和6年4月	200,000円	円	200,000円
令和6年5月	150,000円	円	150,000円
令和6年6月	150,000円	150,000円	300,000円
令和6年7月	150,000円	円	150,000円
令和6年8月	150,000円	円	150,000円
令和6年9月	150,000円	円	150,000円
令和6年10月	150,000円	円	150,000円
令和6年11月	150,000円	円	150,000円
令和6年12月	150,000円	150,000円	300,000円
合計支給額	2,000,000円	300,000円	2,300,000円

※ 令和6年1月～ 令和6年6月分までは支払実績

※ 令和6年7月～ 令和6年12月分までは支払見込

2. 家計急変発生月

令和6年5月

上記のとおりであることを証明します。

作成日 令和6年7月1日

住所(所在地) 愛知県名古屋市〇〇

電話番号 000-000-0000

名称 株式会社 〇〇

担当者氏名 〇〇 〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇

(注)

本証明書は愛知県高等学校等奨学給付金を認定するために使用するものであり、認定事務以外の目的で使用することはありません。
証明書に記載の項目が全て確認できる場合は、事業者の既存様式でも構いません。

事業所得(見込)証明書

この証明書は税理士又は公認会計士が作成する必要があります。

対象者氏名	愛知 花子
事業所名	〇〇商店

1. 事業所得(見込)額

※総収入金額から必要経費を控除した額を記入してください。

※見込額については、記載できる範囲で記載してください。

年 月	所 得 額
令和6年1月	300,000円
令和6年2月	280,000円
令和6年3月	350,000円
令和6年4月	70,000円
令和6年5月	80,000円
令和6年6月	70,000円
令和6年7月	80,000円
令和6年8月	70,000円
令和6年9月	70,000円
令和6年10月	70,000円
令和6年11月	70,000円
令和6年12月	70,000円
合計所得額	1,580,000円

※ 令和6年1月～ 令和6年8月分までは支払実績

※ 令和6年9月～ 令和6年12月分までは支払見込

2. 家計急変発生月

令和6年4月

上記のとおりであることを証明します。

作成日 令和6年7月1日

住所(所在地) 愛知県名古屋市〇〇

電話番号 000-000-0000

名称 〇〇 会計事務所

証明者氏名 〇〇 〇〇

(注)

本証明書は愛知県高等学校等奨学給付金を認定するために使用するものであり、認定以外の目的で使用することはありません。下線部分、証明欄等を漏れなくご記入ください。

令和 6年 7月 1日

扶 養 誓 約 書

愛知県知事 殿

扶養者住所： **名古屋市中区三の丸3丁目1番2号**

扶養者氏名： **愛知 花子**

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。
 この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあること

生徒本人ではなく、「加算要件に該当する家族(=生徒の兄弟姉妹)」について記載してください。

①被扶養者氏名	愛知 秀明
①被扶養者との続柄 (注1)	子
①被扶養者生年月日	平成13年 7月 3日

②被扶養者氏名	愛知 和子
②被扶養者との続柄 (注1)	子
②被扶養者生年月日	平成20年 7月 2日

③被扶養者氏名	
③被扶養者との続柄 (注1)	
③被扶養者生年月日	年 月 日

(注1) 扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

(注2) 加算要件に該当する家族について記載してください。

令和 6年 7月 1日

扶 養 誓 約 書 (家計急変申請用)

愛知県知事 殿

扶養者住所： **名古屋市中区三の丸3丁目1番2号**

扶養者氏名： **愛知 花子**

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。
この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることと相違ありません。

世帯構成の人数を把握するために、扶養親族全員(控除対象配偶者と扶養する親族全員)について記載してください。

①被扶養者氏名	愛知 秀明
①被扶養者との続柄 (注1)	子
①被扶養者生年月日	平成13年 7月 3日

②被扶養者氏名	愛知 和子
②被扶養者との続柄 (注1)	子
②被扶養者生年月日	平成20年 7月 2日

③被扶養者氏名	愛知 翼
③被扶養者との続柄 (注1)	子
③被扶養者生年月日	平成20年 7月 2日

- (注1) 扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。
- (注2) 被扶養者が4名以上いる場合は、様式7-2を新たにもう1枚作成してください。(2枚目であることが分かるようにすること)
- (注3) 世帯構成の人数を把握するために、扶養親族全員(控除対象配偶者と扶養する親族全員)について記載してください。

令和6年7月1日

委 任 状

愛知県知事 殿

〒 432-1000
 住 所 愛知県名古屋市中区
 三の丸3丁目1番2号
 氏 名 愛知 花子

下記の事項について、下記の者に委任します。

記

申請書に記載した申請者と同じ住所、氏名を記入してください。

委任事項

高等学校等奨学給付金の受給権

受任者

受任者になれるのは、申請書に記載した申請者欄下段の保護者等(児童養護施設長等含む)または生徒のみです。

ただし、学校から指示があった場合は、学校設置者(または学校長)を受任者とすることができます。

〒 同上
 住 所 同上
 氏 名 愛知 翼

令和 6年 7月 1日

制服の再購入に係る誓約書

愛知県知事 殿

申請者住所： **名古屋市中区三の丸3丁目1番2号**申請者氏名： **愛知 花子**

対象生徒に保護者がいる場合、一般的に申請者は保護者となります。

下記の者について、着用を義務付けられている制服が、令和6年〇月〇日に発生した〇〇地震により喪失（毀損）したことを誓約します。

対象生徒氏名	愛知 翼
在学する学校の名称	〇〇高等学校
対象生徒との関係	親権者

制服の再購入に係る証明書

当校では生徒に制服の着用を義務付けており、今後の学校生活に支障が生じる

令和

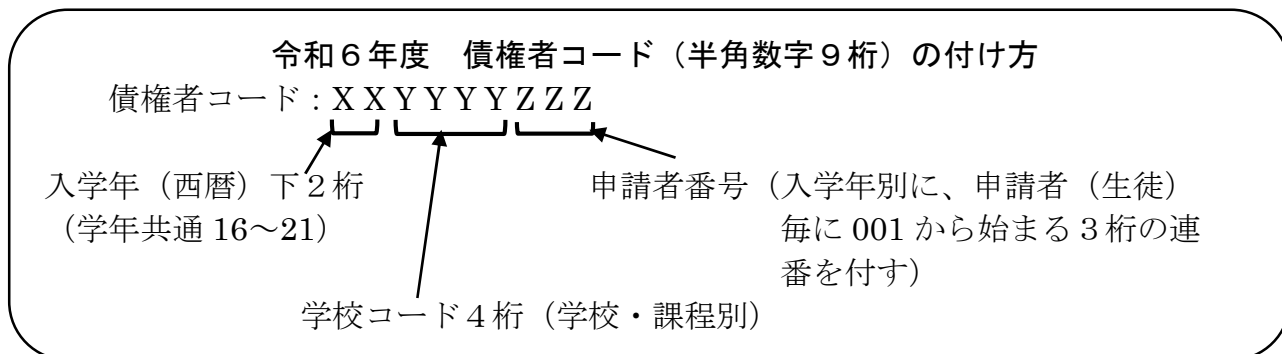
生徒が在学する高等学校等で記入してもらってください。

学校
担当課
連絡先

申請者情報の入力における注意事項

○債権者コードについて

債権者コードは以下により付番してください。



※ 奨学給付金支給システム導入に伴い、債権者コードを一度付与した申請者（生徒）については、翌年度以降も同一コードを用います。

※ 2年生以上に転入した生徒の最初の2桁については、1年生の入学年度の西暦下2桁としてください。

例：2024年4月に2年生に転入した生徒の最初の2桁・・・23

○金融機関コードについて

金融機関コードは、金融機関ごとの4桁の番号と支店ごとの3桁の番号があり、本システムでは両方の入力が必要で、例年、誤った番号や番号の記載のない申請書が散見されるため、必ず確認をお願いします。

各金融機関及び支店の番号は、通帳の表紙や見開きページに記載されている場合がありますが、記載のない場合は下記のHP等を参考にして正確に記入してください。

金融機関コード・銀行コード検索：<https://zengin.ajtw.net/>

○奨学給付金支給システムで用いる学校コードについて

学校コードについては、システム入力用エクセルファイルの「県内学校一覧」シートを参照してください。

原則、就学支援金関係事務で用いた学校コードと同一ですが、申請者ごとに付番する債権者コードにも学校コードが含まれており、各種集計には債権者コードを用いるため、学校名・法人名の変更等により就学支援金関係事務で使用する学校コードに変更があった場合、本システムで使用する学校コードと異なる場合があります。

○申請者一覧の掲載順等について

県に提出する申請書は、申請者一覧の掲載順と同一にしてください。

また、申請書及び添付書類は、A4サイズで統一してください。